

PwC京都監査法人

監査品質に関する報告書2022



www.pwc.com/jp/ja/kyoto.html

監査品質に関する報告書 2022

PricewaterhouseCoopers Kyoto

目 次

PwC 京都監査法人の基本理念	2
マネージングパートナーからのメッセージ	4
アシュアランスリーダーからのメッセージ	6
組織とガバナンス体制	
PwC ネットワークの組織	10
PwC 京都監査法人の組織体制とガバナンス体制	12
監査の品質管理体制	
品質管理担当パートナーからのメッセージ	16
PwC 京都の品質管理	18
ロシアによるウクライナ侵攻の影響と対応	19
監査の品質管理体制	20
監査の実施	22
監査品質を支援する体制	24
不正リスクへの対応	25
定期的検証	26
外部機関による検査等	27
職業倫理と独立性・契約の締結および更新	27
信頼しうるKAMと将来に向けての取り組み	30
サステナビリティ情報開示に向けた対応	32
監査におけるテクノロジー活用	34
デジタル時代に向けたカルチャー醸成の取り組み	38
情報セキュリティの管理体制	39
人材育成	
人材育成方針	42
戦略的な人材配置	42
グループ制によるコミュニケーション	42
研修	43
異動・働き方改革	44
人事評価	45
監査法人のガバナンス・コードへの対応状況と監査品質の指標	
監査法人のガバナンス・コードへの対応状況	48
監査品質の指標	58
上場企業被監査会社	60

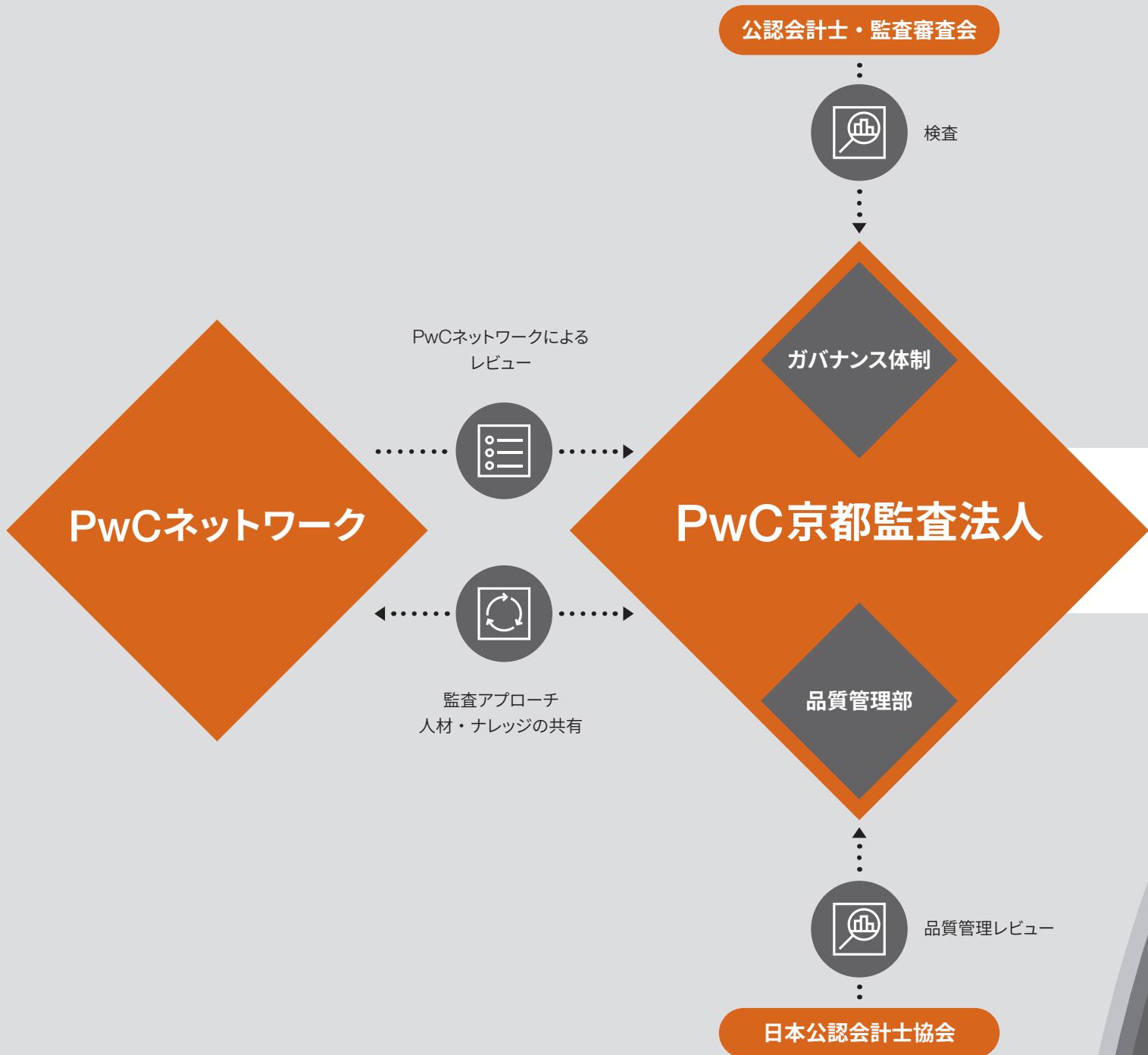
PwC京都監査法人の基本理念

「信頼の絆」

私たちの仕事は、皆さまからの信頼をいただきて成り立っています。信頼は期待につながるものであり、私たちの監査報告書やその他の全ての報告書や日常の仕事について安心いただけることが期待に応えることと考えています。信頼は人に対して感じるものであり、その人の作り出すものに対して与えられるものです。また信頼の絆は外部とのつながりが強調されますが、内部においてもとても大切なものです。

「人のために」

仕事は何のためにあるのかと言えば、その意義は、人のために役立つことがあります。人のために何ができるのか、という思いや情熱が仕事の原点になります。私たちは、人とともに育ち、人とともに歩む法人です。プロフェッショナルとは、自分のためではなく人のために働く専門家のことを言います。私たちは真の意味で良きプロフェッショナルであり続けたいと考えています。



「謙虚に」

期待を受けつつ一生懸命仕事をしていてもまだまだ向上の余地があり、ミスが生まれるものではあります。自分たちの仕事に誇りを持ちながらも、だからこそ改善できる問題がないかを考え続け、他の方からの指摘も真摯に受け止めていきます。謙虚な姿勢は向上を呼び、傲慢な姿勢は退潮につながります。私たちのゴールは最高の仕事ですが、それは毎日の1つ1つの改善があってこそ可能になるのです。

「チームワーク」

仕事は一人でできるものではありません。いつもチームの仲間を尊敬し、人を大切にし、丁寧にコミュニケーションをとることが、とても大切だと考えています。

金融資本市場

市場における役割

監査のプロフェッショナルとして高品質な監査業務を通じ、投資家や被監査会社等の幅広いステークホルダーの期待に応え、経済の健全な発展に貢献します。

保証



投資



情報



監査品質に関する報告書を 出すにあたって

マネージングパートナー

松永 幸廣

私どもが存在する意義

当法人は2007年にみすゞ監査法人（旧中央青山監査法人）が自主解散したことに伴い旧京都事務所が母体になり、誕生いたしました。皆さんにたいへんなご迷惑をおかけしたと同時に、本当に多くのご支援もいただきました。心より感謝しております。

広く社会からの信頼をいただき、そのため品質を第一に考えることは、私どもの出発点であり、存在する意義であると考えております。

1955年に宮村久治という公認会計士が京都の地で創業した事務所は私どもに引き継がれています。宮村が結んだ「信頼の絆」をしっかりと広め、深めたいと考えています。

2022年も、新型コロナウイルスの感染は継続していましたが、そうした環境下でも皆さまより監査の実施のために全面的なサポートをいただき、監査も無事に終了できました。ウィズコロナの時代になり、デジタル化、在宅勤務化が進み、企業の環境にも大きな変化が出てきています。

激動の時代ですが、それだけに私どもは基本に忠実なアプローチで、有益有効な監査サービスを提供していく姿勢は、不变でいきたいと考えております。

監査の品質とは何か？

私どもの仕事は投資家や社会の皆さんに安心・安全を提供することと考えています。監査の仕事では重要な不正を見逃さないことが求められています。

企業の活動が国際的になっていることから、企業の活動範囲の全て、世界の隅々の子会社や投資先まで含めた企業グループの全体を見据えての監査品質が求められていると考えています。またIT技術などの発展を受けて、企業の内部統制についても、企業側では見つけられない異常点の発見が求められています。

私どもの仕事はさまざまな監査対象の個別企業についてなされます。個々の品質はそうした個別企業についてのものですが、個別企業の仕事に1つでも不備があると、法人の品質全体が不備と見なされます。法人の品質は個々の仕事についての不備を発見する能力であり、常に高品質の監査を継続的に作り出していく「質創造力」が求められていると考えます。

監査対象は何か？

企業を人間の身体のように捉え、全体のバランスやつながりをよく理解して、どこか悪いところがないかどうかを見つけていくことが求められています。

財務諸表は過去情報ですが、それを作っていく企業の経営管



PwC 京都監査法人

PricewaterhouseCoopers Kyoto



理システムの内部統制や企業を取り巻くビジネスリスク、グローバルに展開していく企業の末端までの運営の仕組みを理解し、評価し、企業そのものを監査対象として考えています。そこで企業のリスク評価を行い、リスクに対してリソースを投入していき、何らかの異常点を発見していきます。

異常点には大きく分けて2種類あります。1つは企業の大きなプロセス（内部統制）の異常点、もう1つが会計情報の異常点です。

大きな異常点は改善されなければ企業が開示を求められる情報ですが、投資家へのこのような開示の網羅性や適正性を見ていくことも求められています。

監査に必要なこと

会計監査人は、財務諸表を監査していますが、実質的にはその企業そのものを監査しています。そのため、企業の構造や機能、リスクをよく理解していることが求められています。監査の現場力というのは、こうした企業の知見があること、それを使って異常点を発見する能力のことで、こうした「問題発見力」を上げていくことが大切です。

それを支えるのは、公正な監査により社会の期待を超えていきたいという志とそれを支えるチームワークで、監査は一人で

は行うことのできない共同作業が多いため、コミュニケーション能力は強く求められます。

異常点の発見力のためには、懐疑心が必要で、素直な感性が重要になります。懐疑心は自分に向かうときには「謙虚さ」につながっていくと考えています。

チームワークは法人内部で必要であるのはもちろんのこと、海外監査人も含んだ広い範囲のチームメンバーとのコミュニケーションも大切です。

監査品質向上のために

私どもはいつも自分たちの監査の至らない点を発見することに努め、発見した弱点は分析し、それを改善するよう努力しています。問題の真因を見つけること、またそもそものこととして、その問題を発見する力を伸ばすことも必要です。

監査法人の品質は、監査チームの中で最低水準のものが法人全体の品質として捉えられることが多いことから、いかにチーム間のばらつきをなくすのかについても継続的にモニターし、改善の努力を続けております。

本報告書は、こうした私どもの取り組みや活動についてご報告することを目的にしています。

社会から必要とされ、 信頼される法人とは

アシュアランスリーダー

田村 透

人のために

私たちPwC京都監査法人は、誰から必要とされる存在なのでしょうか。私たちは、創業以来、「人のために働くこと」を経営理念に掲げ、「資本市場の健全な発展に寄与すること」を使命として、日々業務に取り組んできました。資本市場に参加している人およびそこに関わる全ての人のために、資本市場が安心で安全な場所となるべく、私たちは監査を通じて安心を提供し、社会から必要とされる存在でありたいと考えています。

信頼を支える品質

さまざまな人との関わりにおいて「信頼の絆」をベースに存在している私たちは、「品質」を最優先に置いて、その継続的改善に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症をきっかけとしてリモートワークが進み、以前にも増して「絆」の大切さが求められ、私たちの監査を取り巻き、支える、テクノロジーや利害関係者からの期待の内容は、以前とは比べものにならないほど、速く、広く変化し続けています。その変化を敏感に感じ取り、先取りし、革新を続けるべく、PwCネットワークと緊密に連携しながら、監査品質の継続的な改善活動とそれを支える人材の育成やテクノロジーのアップスкиリングに取り組んでいます。PwCネットワークの「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」というPurposeを共有し、また、新たな成長戦略 ‘The New Equation’^{※1}の下で、ガバナンスと人材・

テクノロジーとの連携を図りながら、品質管理をはじめ、人材開発、IT改革、働き方改革などの取り組みにおいて総合的・整合的な運営を推進しています。

※1: ‘The New Equation’ は、2021年にPwCが示した新しい経営ビジョンです。多様なプロフェッショナルがスクラムを組み「人」と「テクノロジー」の融合によりクライアントの持続的な成長と信頼構築を支援することを目指しています。

品質改善の取り組み

私たちの品質改善は、標準からの乖離を「品質不良」と定義することから始まります。監査計画の遅れ、アサインメントの不備、被監査会社からの質問に対する回答の遅れ、最新の知識不足やコミュニケーションエラーによる誤解、手続の不足、監査調書の不備、期日からの遅れなど、品質不良（異常）を早期に発見し、根本原因を突き止め、再発防止のためのプロセス改善と実行を推進することで、継続的な品質改善プロセスを能動的に機能させ、環境の変化に柔軟に対応できるよう心掛けています。

毎日の発見

加えて、スタッフ一人ひとりには「毎日1つ、新たな発見をしよう」と言っています。監査チームのメンバーや被監査会社との日々のやりとりの中で、相手が気付いていない点を発見し、それを相手に伝えることで、相手にとっても、また自分に



とっても新たな学びを得ることができます。このプロセスは、人の話を聞く力、現場を観察する力、全体を把握する力や変化に対応する力、異常を発見する力などを養い、双方の自然な成長を促すと考えています。これは、リモート環境下であっても大切で必要な力であり、離れていたながらも何を感じ、どう伝えるか、挑戦を続けています。また、法人の品質改善の取り組みとしては、監査法人のガバナンス・コードの原則・指針に対応し、本報告書においてご報告のとおり、継続した運用と実効性の向上の努力を続けています。

将来に向けた品質の追求

人工知能（AI）、ロボティクス（RPA）、ブロックチェーン、IoT、暗号資産やNFTなど、テクノロジー主導の変革が事業の可能性を広げ、また不確実性を高め、新型コロナウイルス感染症や気候変動、顕在化する地政学リスクは、ヒトやモノ、情報の動きを変え、社会の在り方や人との関わり方を根本的に変えつつあります。同時に例えば、暗号資産やNFTは決済の概念を大きく変え、所有者の特定や評価などの課題を、AIの利用によるプロセスのブラックボックス化は、その検証方法に関する課題を発生させ、またキャッシュレス／デジタル社会は利便性を高める一方、セキュリティに関する課題や監査証拠の真正性についての課題を突き付けています。他方、社会の持続可能性という文脈の中で、人的資本を含めた非財務情報に関する質

と量の期待値が大きく変わり、社会から必要とされる情報を積極的に説明し、「財務情報から非財務情報へ」という大きな流れと、それを第三者に保証してほしいという新しいニーズも強まる一方です。過去の取引を集約した財務情報から、バリューチェーン全体を対象としたCO₂排出量測定やサイバー環境のセキュリティ、人的資本開示など、現在・将来の取引を処理する非財務情報やプロセスへと関心は広がっています。こうした中、監査人が果たすべき社会的責任とその役割は何か、将来的な監査や保証はどうあるべきか、今後も引き続き追求してまいります。さらに、監査人からステークホルダーへの情報提供の充実に対して期待が高まっていることを受けた監査報告書の長文化は2021年3月期から上場企業で強制適用され、監査人の独立性を確保する手段としての監査法人の強制ローテーション制度の導入は見送りになり、監査チームメンバーのローテーションが導入されています。私たちはこれら諸制度の改革や議論に対して、趣旨に沿って適切に対応してまいります。

私たちPwC京都監査法人は、刻一刻と変化する環境の中で、先述した経営理念と考え方を通して、社会における信頼を構築し重要な問題を解決すると同時に、スタッフ一人ひとりがやりがいを持って健全に成長できる場でありたいと強く思っています。それらの活動内容を本報告書に取りまとめました。私たちは、人のために貢献できるプロフェッショナル集団にふさわしい品質を追求し続けます。

組織とガバナンス体制

監査品質に関する報告書 2022

PricewaterhouseCoopers Kyoto





PwC ネットワークの組織

「PwC ネットワーク」とは

PwC ネットワークは世界中の国々で運営されている独立したファームの集合体です。PwC ネットワーク内のファームは PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL) のメンバーであり、「PricewaterhouseCoopers」の名称を使用する権利を有しています。

PwC 京都監査法人は日本における PwCIL のメンバーファームとなっています。PwC ネットワークのメンバーとして、各國のファームはそのナレッジやスキル、リソースを共有してい

ます。これにより、各國のファームは国内での法制度や規制、業界実務等の知見の優位性を保ったまま、グローバルに業務を展開している企業に対しても国際的な水準の高品質のサービスを提供することが可能となります。

PwC ネットワークのメンバーであるということは、同時に、PwC ネットワークで定められている共通の厳格な基準を遵守していることを意味します。各國のファームは、提供する業務内容、職業倫理、独立性、法令遵守等に関する品質管理およびそのモニタリング活動を行うことになります。



PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL)

PwCILは英国にある法人であり、クライアントに対する業務提供は行いません。

PwCILは、主要なエリアについてのPwC全体の戦略、ブランド、品質管理に関するポリシーを作成し、適用を主導します。各国のファームは‘PricewaterhouseCoopers’の名称とともに、PwCネットワーク内のさまざまなリソースや監査手法を共有することができますが、そのためにはPwCネットワークで定められている共通の基準を遵守することが必要になります。

PwCネットワークのガバナンス

各国のファームは、PwCILや他国のファームの代理人として行動することはできません。また、PwCILが各国のファーム自身の専門的な判断の行使をコントロールすることはありません。

PwCILのガバナンス構造は、以下の組織体から構成されています。

グローバルボード

グローバルボードはPwCILのガバナンスに関する責任を負うとともに、ネットワーク・リーダーシップ・チームを監視する役割を担います。グローバルボードは対外的な役割を負って

いません。ボードメンバーは全てのメンバーファームのパートナーの中から、4年ごとに選出されます。

ネットワーク・リーダーシップ・チーム

ネットワーク・リーダーシップ・チームは、PwCネットワークにおける全体の戦略を決定し、メンバーファームが遵守すべき基準を策定する責任を負っています。

ストラテジーカウンシル

ストラテジーカウンシルは、世界各地域における主要なメンバーファームのリーダーで構成されており、ネットワーク全体の戦略的方向性に対する同意を行い、協力して戦略の遂行の整合性を促進させます。

グローバル・リーダーシップ・チーム

グローバル・リーダーシップ・チームは、ネットワーク・リーダーシップ・チームおよびPwCネットワークの会長より指名されたメンバーから構成され、ネットワーク・リーダーシップ・チームおよびPwCネットワークの会長に対する報告責任を負っています。チームのメンバーは、ネットワーク・リーダーシップ・チームにより策定された戦略を実行し、各國における私たちの業務に関わるさまざまな活動をコーディネートするために組成されたチームをリードします。



PwCの総人数
327,947人

うち、パートナー 12,702人
スタッフ 315,245人
(2022年6月末現在)



所在国
152カ国

PwC京都監査法人の組織体制とガバナンス体制

当法人のガバナンス体制

当法人のガバナンス体制は、全パートナーで意思決定をする社員総会、当法人の経営方針および戦略を策定・実行する経営会議、それを監視する監査委員会の3つの組織により構成されます。これに加えて、経営会議に対して公益の観点から助言・提言を行う諮問委員会を設けています。

●社員総会

社員総会は、当法人の最高意思決定機関であり、法人の方針および政策に関する重要な事項を決定します。全てのパートナーで構成されています。

●経営会議

経営会議は、マネージングパートナーと2名のパートナーによって構成され、業務執行の意思決定機関として機能しています。経営会議メンバーは、社員のうちから社員の互選により選出された候補者につき、総社員の過半数の同意をもって選任されます。経営会議メンバーは、当法人の業務運営の一部を分担し、当該担当職務につき当法人を代表して、シニアパートナーとして、当該担当職務を執行することができます。

●マネージングパートナー

マネージングパートナーは、総括責任者として当法人を代表し、経営会議メンバーを統括する他、経営会議の決定に基づき、業務を執行します。

●監査委員会

監査委員会は、マネージングパートナーまたは経営会議メンバーから法人の業務執行状況の報告を受け、経営会議議事録の閲覧などの活動を通じて、業務執行を監視します。メンバーは、経営会議メンバー以外から選出されます。監査委員会メンバーは社員総会に出席するとともに、社員総会の議事録も閲覧しています。

●内部監査室

アシュアランス本部および品質管理部より独立したマネージングパートナー直属の組織として内部監査室を設置しています。内部監査室では、品質管理システムの整備・運用状況と個別の監査の内容についてクオリティ・レビュー・グループと連携して、責任

者として独立の立場から検証を実施しています。また、法人内外からの通報窓口（ホットライン）を設置しており、通報内容に応じて機動的な調査を実施するとともに、監査法人のガバナンス・コードの適用の状況についても評価を行い、その結果について、諮問委員会に報告しています。

●諮問委員会

諮問委員会は、社外有識者とマネージングパートナーで構成され、監査品質を高めるための取り組みを監督し、経営会議に助言・提言を行います。公益を代表する社外有識者の目線を法人運営に取り入れることで、透明性の確保と説明責任の強化を図り、監査品質を向上させることを目的としています。社外有識者は、社員総会の決議により選任されます。諮問委員会は、原則として、年4回、四半期ごとに開催しています。諮問委員会には、経営会議メンバーに加えて、監査委員会メンバーも出席し、監査委員会の活動状況についても報告しています。諮問委員会の議題は早めに決定・通知するとともに、資料についても事前に送付しており、諮問委員会がその機能を実効的に果たすことができるよう、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行にあたっての補佐が行われる環境を整備しています。

諮問委員会の開催状況

2021年7月1日から2022年6月30日の1年間では、諮問委員会を2021年9月、11月、2022年3月にリモート会議で開催し、監査法人のガバナンス・コードの適用状況における評価、品質改善計画の概要と進捗状況、監査委員会の活動報告、気候変動関連開示を巡る最近の動向、会計監査を巡る動向などを議題として意見交換を行いました。諮問委員からは海外子会社および新規上場会社の監査リスクへの対応、改正電子帳簿保存法とデジタル化への取り組みなどの論点について助言・提言を受けました。

諮問委員会からの助言・提言への対応

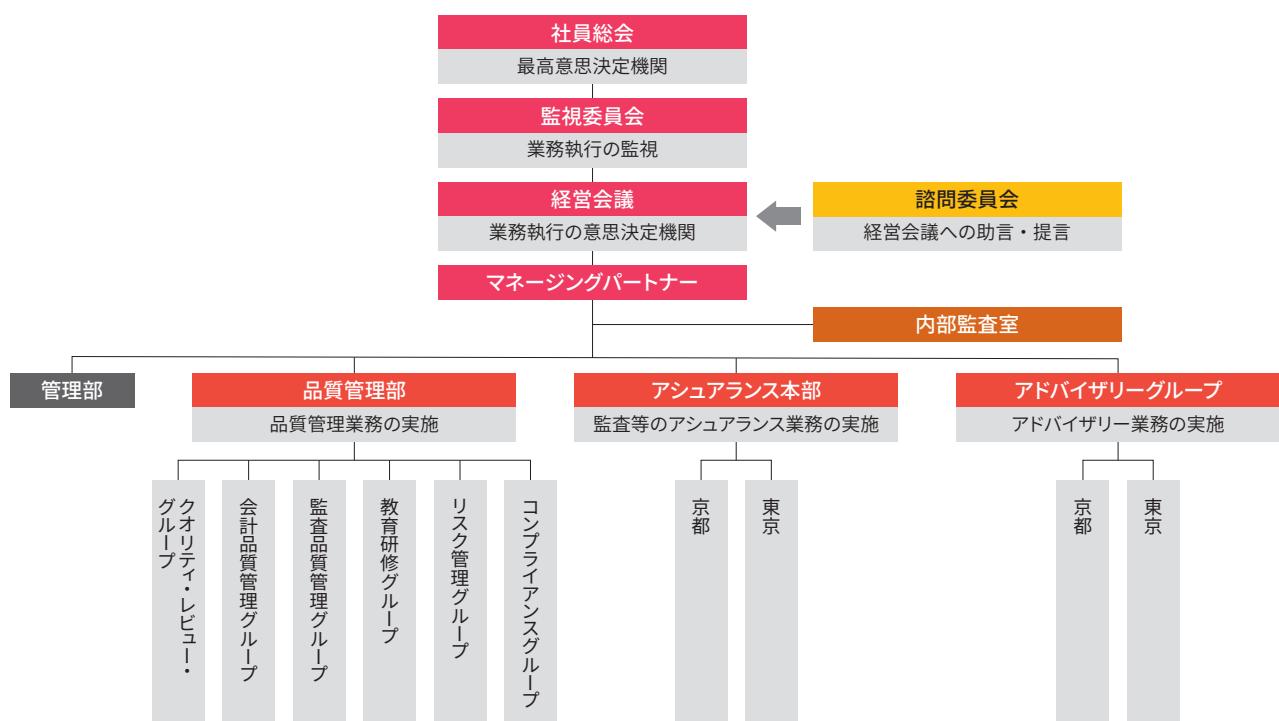
監査法人のガバナンス・コードの監督・評価機能の強化という趣旨を踏まえて、監査委員会メンバーとの連携を強化しています。また、諮問委員との対話を通じて、監査業務における不正リスクへの対応の強化の必要性やデジタル化の推進などについての助言・提言をいただいており、不正リスク対応手続についてホットレビューによる重点的モニタリングや発見事項の共有のためのワークショップの開催等、電子確認状の利用推進、仕訳テストにおける新データ分析ツールの導入や監査の進捗状況の把握のためのデータ可視化ツールの導入などの対応を行いました。

資本市場参加者との対話

当法人は、監査業務の意義と監査法人としての責任を自覚し、被監査会社の株主、投資家、従業員、債権者、規制当局、そして広く社会の方々の期待を受けていることを常に意識し続け、特に正しい財務報告を通じて、健全化に資する機能を果たしているかの確認を忘れないようにしたいと考えています。規制当局との意見交換等や被監査会社の監査役等との対話によるフィード

ドバックから得た有益な情報を、監査品質の改善のための組織的な運営において活用しています。資本市場と投資家との仲介者として中長期分散投資で顧客本位の安定的な資産運用を実現する証券会社の経営者と監査法人ないし監査業務の役割・責任・期待、さらに最近の監査を取り巻く環境、長文式監査報告書などについても意見交換を行っており、資本市場参加者の視点からの意見を監査法人の経営に活用したいと考えています。

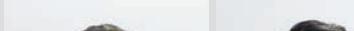
組織図 (2022年9月30日現在)



監視委員会メンバー

監視委員会メンバーからのメッセージ

し、助言を得る機会としています。さらに、監視委員会メンバー1名はPwC Japanグループの監視委員会の委員として、PwCネットワークにおける監視活動にも参加して、情報共有しながら連携を図り、当法人のガバナンスの健全性強化に努めています。



梅本 周吉

公認会計士
元旭硝子株式会社
(現:AGC 株式会社)
常務執行役員および
常勤監査役



人見 浩司

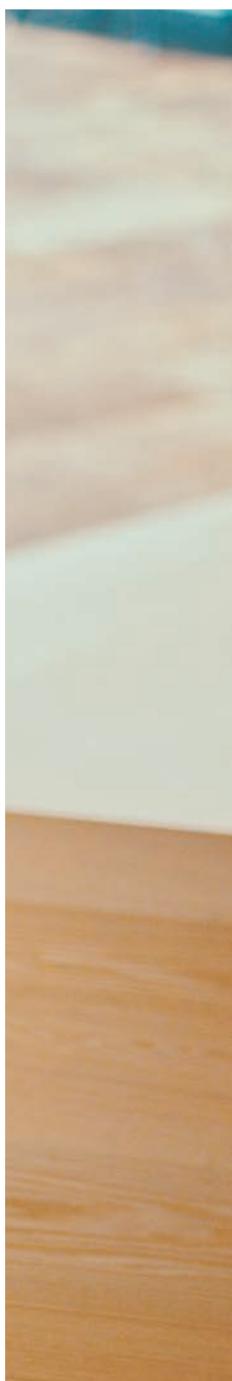
京友商事株式会社
代表取締役会長
元株式会社京都銀行
代表取締役専務

監査の品質管理体制

監査品質に関する報告書 2022

PricewaterhouseCoopers Kyoto





PwC京都監査法人の 基本理念は信頼

品質管理担当パートナー

花井 裕風

PwC京都監査法人の品質管理は、品質管理の専門家として有名なデミング博士の考え方を取り入れて、以下の目的を達成することを目指しています。

1. 求められている製品を特定する。
2. その製品を作るプロセスをデザインする。プロセスは経済的、迅速かつ標準的でなければならない。
3. 製品をテストしてプロセスを改善する。

PwC京都監査法人の品質管理の特徴

これらの目的を達成するためにオープンでフラットな法人組織の強みを活かし、品質管理部はバックオフィスとして、監査チームと双方向のコミュニケーションをとりながら、リアルタイムにサポートとモニタリングを実施し、実効性のある品質管理活動を展開しています。また、製造業における品質管理の考え方を取り入れ、自工程完結により、業務実施段階における品質の作り込みに力点を置いています。

例えば、外部の規制当局等による検査・レビューは、品質管理の目的にある製品のテストとして捉え、その指摘事項への対応として、PwCとして一貫した手法によって根本原因（真因）

を分析・識別し、監査のプロセスそのものの改善が必要であると判断します。そのために以下のアプローチを重視しています。

- 構成員の採用・教育において、コミュニケーションを重視する。
- 独立した立場で、公正に企業のプロセス（内部統制）を理解し、テストを行い、評価する。
- 監査のプロセスをモニタリングし、標準からの乖離や遅れを異常として是正する。

個別の監査業務において、担当者の監査品質に対するマネジメント能力を向上させるため、詳細な計画に基づく事前指導、綿密なスケジュールに基づく作業の平準化とタイムリーな監査調書の作成、監査プロセスの標準化と見える化を重視しています。

不正リスクへの対応

不正リスクを考慮して、業務の受入および更新に伴うリスク評価を検討しています。また、職業的懐疑心を発揮するための不正事例の研修を毎年実施しています。監査役等とも適切に連携して、不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る方針および手続を定めるとともに、監査事務所内外からもたらされる情報に対処する方針を定めています。



継続的な品質改善活動

品質改善活動として、PwCネットワークのサポートも受けながら、毎年改善計画を立案し、具体的な改善措置、改善責任者、実施時期、検証責任者を決定して、毎月状況を更新しており、以下のような対応を継続的に実施しています。

- 特定された問題に対処するための研修の実施、知識と経験の共有
- 品質管理部への相談の奨励、必須相談事項リストの共有と見直し
- 監査品質に対するマネジメント能力の比重を重視した評価方針の明確化とタイムリーなフィードバック
- 監査業務のリーチアウト（チェックリストによる自己点検作業）、監査チーム以外のメンバーによるホット（監査実施段階における）レビュー、クオリティ・レビュー・パートナーによる重点審査を含むモニタリングプロセスの強化
- PwCネットワークのリソースの積極的な活用
- 早期の問題点の共有と連携、事前指導の徹底、リソースの適切な配分、業務の効率化と平準化によるプロジェクトマネジメントの向上

監査法人のガバナンス・コードの採用

また、監査法人に対する社会の信頼に応えるため、監査法人の組織的運営に関する原則を採用しています。公益を代表する社外有識者の目線を法人運営に取り入れて透明性の確保と説明責任の強化を図り、監査品質を向上させることを目的として、当該原則に対応した取り組みを継続しています。

最近の監査法人を取り巻く動向

金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで第1四半期と第3四半期を対象に金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して四半期決算短信に一本化する方針について議論されており、その動向を注視していますが、被監査会社から保証への要望等があれば四半期財務数値における臨時報告書について任意の四半期レビューを積極的に提供することを検討しています。

PwC京都監査法人の基本理念は信頼です。今後も監査業務の意義と監査法人としての責任を自覚し、監査の絶対品質を確保することにより、ディスクロージャー制度の社会的信頼を確保・発展させることを目指してまいります。

PwC京都の品質管理

卓越したサービス提供のための品質管理

Quality Management for Service Excellence (QMSE)

監査事務所が備えるべき品質管理システムは、国内外の品質管理基準に規定されており、各監査事務所は、今までもこれらの基準に準拠しているか否かを自己点検してきました。近年、監査事務所の規模や業務内容に応じた最適な品質管理システムの設計を可能とするため、国際的な品質管理基準の見直しが行われました。従来の品質管理基準では、監査事務所に対しあらかじめ定められた一定の品質管理の方針および手続の整備が求められてきましたが、新しい国際品質マネジメント基準第1号 International Standard on Quality Management 1 (ISQM1) では、監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針または手続を定め、これを実施するという、リスクアプローチに基づく品質管理システムを導入することになりました。これにより、監査事務所が、経済社会の変化に応じ、主体的にリスクを管理することで、質の高い品質管理が可能となります。当法人では、ISQM1の導入を見据え、品質管理システム

の設定および評価を行うQMSEと呼ぶフレームワークを導入しています。

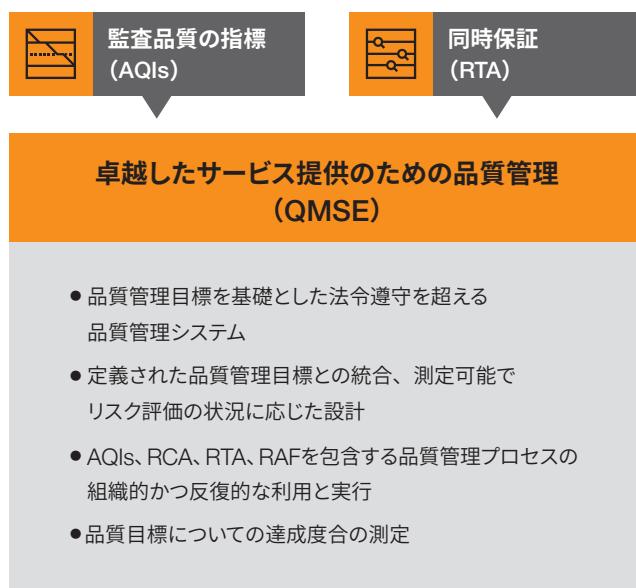
QMSEでは、高品質な監査を提供するために不可欠な15の品質目標を定めています。これらの品質目標を達成するためには、関連するリスクを的確に捉え、リスクを低減させる必要があります。15の品質目標に対してそれぞれリスクを識別し、識別されたリスクに対して、リスクを低減するための統制を整備・運用しています。QMSEでは独立した担当者が、各領域のリスク対応手続の整備・運用状況の評価を行います。リスクに照らして整備状況の評価を行い、問題点を捉え、是正するアクションをとることを目的としています。QMSEの評価結果と発見された事項は根本原因分析を実施して、品質改善計画を策定し、品質を継続的に向上するために、以下のような取り組みを実行しています。

監査品質の指標

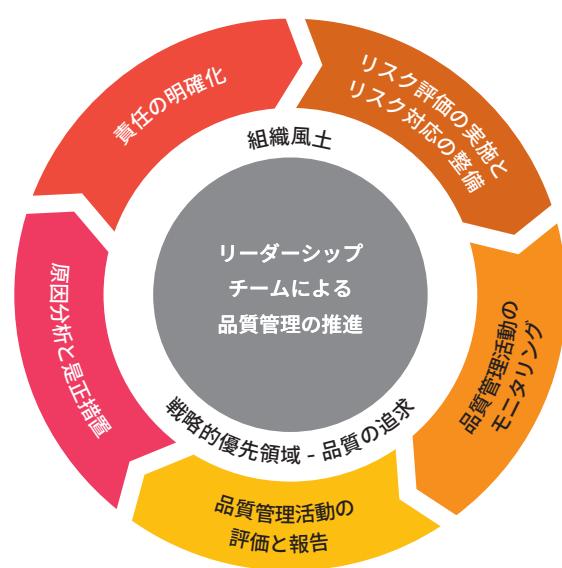
Assurance Quality Indicators (AQIs)

監査業務の品質における潜在的な問題点を早期に発見するために、年度だけではなく、QMSEの各目標に関連した監査品質と相関関係のある指標は毎月抽出して分析しています。必須研修への出席率、スタッフ等の採用・退職率・稼働率、計画審査の完了状況、独立性方針等の違反件数、受入・継続手続に関する例外事項などさまざまな指標を選定しています。

戦略的品質活動 (Strategic Quality Initiatives)



継続的改善活動



監督当局
自主規制団体等

投資家・被監査会社等
(経営者・監査役等)

同時保証

Real-Time Assurance (RTA)

効果的かつ効率的に監査業務の品質をモニタリングするためのレビューやツールを意味しており、監査業務の自己点検作業、監査チーム以外のメンバーによる監査実施段階におけるレビュー等を実施しています。

根本原因の分析

Root Cause Analysis (RCA)

PwCとして一貫した手法により、外部の規制当局等の検査・レビューを受けた業務を対象として、プロセスレベルでの品質向上のために改善が必要となる問題点を識別する目的で、関連する監査基準、監査チーム、データについて詳細な分析を実施します。これには監査チームへのインタビュー、監査調書のレビューも含まれます。

評価責任の枠組み

Recognition and Accountability Framework (RAF)

監査品質に対するマネジメント能力を最重視した人事評価方針を明確化するとともに、外部の規制当局等の検査・レビューに係る評価責任を人事評価に反映しています。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響と対応

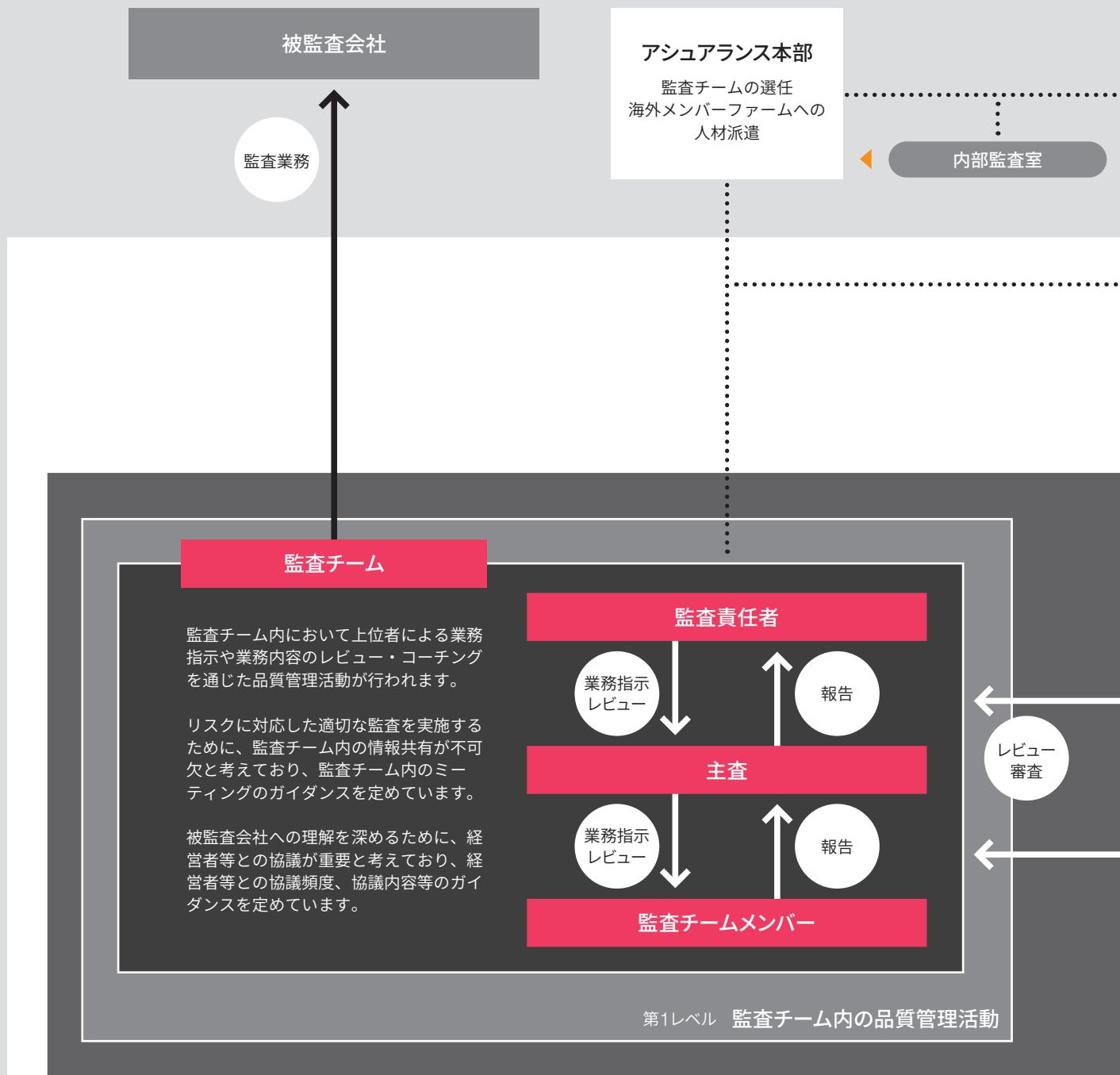
PwCは2022年3月にロシアおよびベラルーシ国内にメンバーファームがあるべきではないとの発表を行い、7月にPwCロシアおよびPwCベラルーシのPwCグローバルネットワークからの離脱が完了しています。加えてPwCメンバーファームは、制裁の対象となるロシアおよびベラルーシの企業や個人に対するあらゆる業務からの撤退を進めています。いずれかの国・地域において可決されたロシアおよびベラルーシの企業や個人に対する制裁措置は、あらゆる国・地域において適用されます。さらにPwCメンバーファームは、ロシア連邦およびベラルーシ共和国政府または国有企業に対するいかなる業務も今後引き受けことはありません。

15の品質目標 (Quality Objectives)

リーダーシップおよび品質管理
1 リーダーシップチームによる適切な品質管理体制の維持・構築
職業倫理・独立性
2 行動規範と法規制の遵守および適切な行動
3 独立性の遵守
契約の締結および更新
4 被監査会社の業務リスクの見直しと対応
5 PwC の戦略に沿った新しいサービスの開発
6 契約の締結および更新

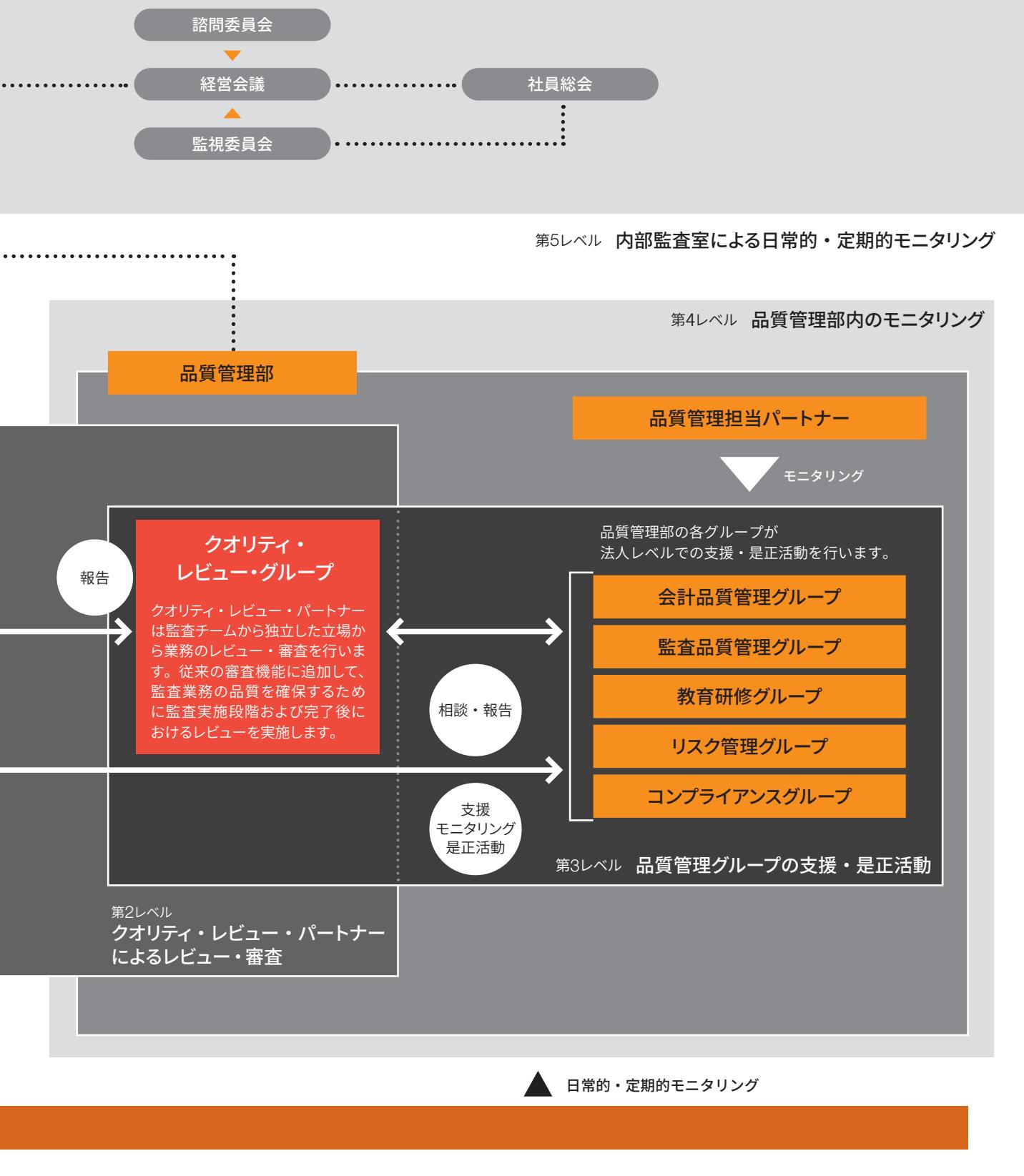
人材
7 人材の採用、人材育成および人材の定着
8 教育研修
9 人材の配置
10 人事評価
ITの活用
11 デジタル化の推進とITシステムの適切な管理
監査の実施と支援
12 監査チームに対する適切なサポートの提供
13 監督および査閲
14 専門的な見解の提供
モニタリング
15 監査業務の品質管理および検証

監査の品質管理体制



▲ 日常的・定期的モニタリング

内部監査室



監査の実施

当法人の監査アプローチ ‘PwC Audit’

監査チームは、わが国の監査の基準およびPwCが世界で共通して採用する監査アプローチである、PwC Auditに準拠して監査を行います。PwC Auditは、国際監査基準（ISA）の要求事項に加えて、PwCとして培ったノウハウをもとに開発された具体的な方針およびガイダンスです。

PwC Auditによる監査アプローチにおいて、基本的かつ最も重要な要素は、監査リスクの適切な評価です。当法人は、期初の監査計画の立案時から監査報告書を発行するまでの全過程を通じ、継続して監査リスクの識別および評価を行い、これに適切に対応した監査手続を計画・実施します。

監査リスクを適切に識別し、評価するため、被監査会社の事業プロセスについて、上流から下流まで一貫して理解することを重視しています。また、事業プロセスの理解を通じて被監査会社のさまざまな情報を適切に集め、裏付けることは、職業的懷疑心を保持・発揮し、不正や誤謬を識別するための礎となります。

なお、監査上のリスクを適切に評価し対処するため、全ての監査業務において、被監査会社の経営幹部および監査役等との率直かつ深度のあるディスカッションの実施を義務付けています。

監査チーム内のコミュニケーション

当法人では、監査チーム内の風通しの良いコミュニケーションを重視しています。監査計画立案時には、監査責任者を含む監査チームメンバー間で、被監査会社の事業環境および事業プロセス、これに関連する監査リスクの認識（不正リスクを含む）に関する理解を共有するとともに、リスク対応手続の種類、実施時期およびその範囲について理解を共通化するためにキックオフミーティングを開催します。また、監査における主要な段階において、監査責任者と監査チームメンバーが意見交換し、被監査会社および監査リスクに関する理解を更新し、その時点で入手した監査証拠を評価し、監査計画の変更の要否を検討します。

さらに、課題に直面した場合、各人が一人で悩まず、監査チームメンバー間で相談し、解決することとしています。当法人において、監査責任者には、監査チームメンバーに対してオープンな姿勢で接し、監査チームメンバーからの相談に真摯に応じることが期待されています。こうした双方のコミュニケーションによって、監査チームとして不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を適切に識別することが可能となり、また、実務を通じた監査チームメンバーの成長を促進します。

このようなコミュニケーションは、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務が中心となっている状況においても、ウェブ環境を通じて継続して実施しています。

監査チームの編成

● 監査チームの選任

監査責任者を含む監査チームメンバーの選任は、各人の独立性の遵守状況、業務のリスク、必要な知識および経験、能力、十分な時間の確保、品質管理レビュー結果および外部機関による検査の結果などの事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。監査責任者は、当法人の業務執行責任者選任に関する方針および手続に従い、アサイン委員会にて、被監査会社の事業、業界の状況に精通しているか、監査上のリスクに対して経験、能力が十分か、さらには長期的な人材育成の観点も勘案し、相当と認められるパートナーを監査責任者予定者として選任案を作成した上で、経営会議において決定しています。その際、特定のパートナーに業務負担が偏らないように留意しています。なお、同一企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交替した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるよう方針および手続を定めています。

また、主査および監査チームメンバーの選任は、各人の評価結果や個人面談を通じて収集した業務の経験や将来の希望も踏まえて検討し、業務のリスクに対応した知識、経験および能力が十分かどうかなどの観点の他、人材を育成するという観点からも実施しています。なお、ローテーションが必要な監査責任者や主査のみでなく、監査チームメンバーも長期間同じとならないように、所属グループの異動や担当会社を変更しています。

監査責任者、主査（チームマネージャー）

および監査チームメンバーの役割

● 監査責任者

監査責任者は、個々の監査業務において実施した監査手続の査閲および評価、文書化の適切性および適時性、導かれた結論について全般的な責任を負います。また、継続的な品質向上を目指す原動力になります。監査責任者は、監査の全過程を通して、監査リスクの識別、評価およびその対応が適切か否かについて、積極的かつ徹底的に監査チームの監査に関与し、適切な監査手続の実施およびその文書化を指導します。

● 主査（チームマネージャー）

主査は、監査の全過程において、監査責任者を補佐し、監査リスクの識別およびその対応の適正性の確保など、適切な監査の実施および文書化の規範を示します。そして、主査は、監査責任者とともに、実施した監査手続および関連する監査調書が適時に査閲されるよう調整します。また、各監査チームメンバーが実施した監査手続の種類、範囲および得られた心証を検討し、十分かつ適切な監査証拠が入手できていることを確認します。

● 監査チームメンバー

監査チームメンバーは、監査計画に基づき、職業的懐疑心を保持・発揮しながら監査手続を実施します。実施した監査手続で生じた重要な事項や問題点について、監査責任者および主査に適時に報告し、討議します。主査の査閲に先立ち、自己の実施した監査手続および関連する監査調書を見直します。

監査業務の審査

監査業務の審査は、全ての監査業務について、監査の計画、監査の実施および監査の完了の全段階で、監査チームによる監査の実施と並行して行われます。審査担当者であるQRP（クオリティ・レビュー・パートナー）は、監査の計画および意見表明時のみならず、検討すべき事項が生じるたびに、監査チームと討議し、実効性のある審査を適時に行ってています。

審査担当者は、当法人の審査担当者の選任に関する方針およ

び手続に基づき、監査業務の豊富な経験や専門能力のあるパートナーのうち、その職責を果たすための適性、能力のある者が選任されます。その選任にあたっては、アサイン委員会が候補者を選定し、経営会議で承認することにより、審査担当者の客観性を確保しています。

また、審査担当者には、適切な審査を行う上で必要とされる行動に関しての研修を受講する義務が課せられています。品質管理部に対する専門的な見解に関する問い合わせにおいて、監査チームと審査担当者との間に見解の相違が生じた場合、または監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合は、リスク管理担当パートナーがその内容を検討し、その相違に対処し解決しています。

グローバル監査対応

グローバルに事業を展開する企業のグループ監査を適切に実施するためには、海外子会社等に係る監査上のリスクを識別し、適切な対応を図る必要があります。当法人では、企業の海外拠点の社会、文化、法制度、言語を深く理解しつつ、PwCグローバルネットワーク共通の監査手法を用いる現地PwCのメンバーファームと密接に連携することにより、グローバルで一貫した高品質の監査を実施します。

また、当法人は海外PwCのメンバーファームに複数の人員を派遣するとともに、海外PwCのメンバーファームからも当法人に人員を受け入れています。さらに、必要に応じて海外に駐在する日本人が関与し、海外子会社等の監査を実施する監査チームとの密接な連携を図っています。

監査品質を支援する体制

問い合わせに適時に対応しています。品質管理部は、専門的な見解を示すために、必要に応じて監査チームと十分に議論を行い、個別の監査業務の状況を適切に理解して見解を示します。

当法人の品質管理全般を監視し、また、個々の監査業務等の品質管理のために監査チームを支援する組織として、品質管理部を設置しています。

専門的な見解に関する問い合わせ

当法人は、高品質な監査を行うため、品質管理部が監査チームに専門的な見解を提供しています。監査チームは業務において難しい問題に直面した場合、監査上の取り扱いを決定する上で、品質管理部に専門的な見解を求めます。品質管理部には、主に会計や監査における各専門領域および実務に精通した担当者が所属しており、各監査チームからの専門的な見解に関する

クオリティ・レビュー・グループ

監査業務におけるモニタリングを強化して品質向上を図るために、クオリティ・レビュー・グループを組織しています。クオリティ・レビュー・グループの主要なメンバーは、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会において検査およびレビューの経験と目線を有するパートナーから構成されています。従来の審査機能に追加して、監査業務の品質を確保するために監査実施段階および完了後におけるレビューを実施します。ツールなどを利用して異常点の早期識別や監査チームにおける自己点検結果などの情報収集、リスク評価と対応を行うとともに、レビューおよび審査の結果を共有します。

品質管理部

クオリティ・レビュー・グループ	個々の監査業務の監査実施段階および完了後におけるレビューの方針や意見表明のための審査手続を決め、レビューおよび審査を行うとともに、レビューおよび審査状況をモニタリングして、異常点の識別やリスク評価と対応、レビューおよび審査の結果を共有します。
会計品質管理グループ	特定の会計事象の問い合わせに対して専門的な見解を示す他、最新の会計情報の収集や新たな会計基準等の導入支援などを通じて業務担当者をサポートしています。
監査品質管理グループ	当法人の監査業務の実施に関する方針および手続を適切に実施するために、それらの問い合わせに対して、専門的な見解を示します。必要に応じて、監査上の留意事項を全監査業務従事者に配信しています。また、監査サポートシステム等の各種監査ツールを整備し、有効かつ効率的な監査の実施をサポートしています。
教育研修グループ	PwCネットワークのカリキュラムに基づく研修の他、当法人固有の研修を企画し、より実践的かつタイムリーな研修を提供しています。
リスク管理グループ	当法人の品質管理全般のモニタリングを行い、被監査会社および個々の監査業務のリスク情報をレビューします。また、被監査会社および個々の監査業務の不正事案を含むリスク管理上の問題についての問い合わせに対して、専門的な見解を示します。必要に応じて業務遂行上の留意事項について各監査チームに問い合わせを行い、問題点の早期発見・解決に努めています。
コンプライアンスグループ	独立性の保持、法令の遵守およびコンプライアンスの確立のための取り組みを行い、監査業務における問題の早期発見に努めています。

不正リスクへの対応

わが国の「監査基準」(企業会計審議会)において、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懷疑心を保持して監査を行わなければならない」と定められています。また、「監査における不正リスク対応基準」(企業会計審議会)においても、不正リスクに適切に対処する上で、職業的専門家としての懷疑心(職業的懷疑心)が重要であることが強調されています。当法人では、監査チームが職業的懷疑心を発揮できるよう、不正による重要な虚偽表示の疑いの程度に応じて、公認不正検査士の有資格者を含め、監査チームを支援する体制を構築しています。

不正リスクへの対応体制

Phase 1 不正の事案がない状況

不正リスクに対応した監査業務および査閲に関する方針と手続を定めています。不正リスクを考慮して、新規および更新に伴うリスク評価を検討します。不正に関する教育・研修の機会を設けており、過去の不正事案を踏まえたケーススタディを取り入れるなど、監査従事者の職業的懷疑心を高める研修を実施しています。

Phase 2 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、監査チームは品質管理部リスク管理グループに相談することが求められています。

Phase 3 不正による重要な虚偽表示の疑義がある状況

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、リスク管理パートナーが追加で法人としての審査を実施します。

監査ホットライン

PwC京都監査法人は、ホームページに監査ホットラインを開設し、内外からの不正に関する情報を活用しています。なお、通報者の保護のため、情報の取り扱いには十分に留意しています。

定期的検証

定期的検証（監査終了後のレビュー）

当法人では、監査事務所の品質管理体制および個別の監査業務に関する定期的検証を実施しています。

この定期的検証では、まず、PwCネットワークが世界統一で採用する品質管理レビューの仕組みである Global Assurance Quality Inspection (GAQ-I) を活用しています。

GAQ-Iは、国際品質管理基準第1号をはじめとする監査事務所の品質管理および監査に関する基準を踏まえて開発されたプログラムです。レビューチームは海外のPwCメンバーファームのパートナーおよびマネージャーを含めて編成され、PwCネットワーク共通の方針、手続、ツールおよびガイダンスを利用してレビューを実施します。

GAQ-Iを活用した当法人での定期的検証

●監査事務所の品質管理体制の定期的検証

内部監査室では、毎年品質管理部や管理部など法人運営に関わる部門が整備・運用している内部統制を監査するとともに、GAQ-Iを活用した有効性評価を行っています。

●個別の監査業務の定期的検証

個別の監査業務の定期的検証は、クオリティ・レビュー・グループが中心となり、個々の監査業務が、監査に関する基準等に沿って適切に実施されているかどうか検証するものです。監査責任者として監査業務を実施しているパートナーは、原則として3年に一度は個々の監査業務の定期的検証の対象となります。個別の監査業務の定期的検証において、GAQ-Iを活用するとともに、日本の監査の基準が独自で設定している不正リスク対応基準やJ-SOXに関する基準に準拠しているかを検証する手続も実施しています。

定期的検証の結果

2022年度（2021年7月-2022年6月）において、12件の監査業務がGAQ-Iを通じた定期的検証の対象となり、うち92%（2021年度は82%）について、重要な指摘事項は識別されませんでした。また、重要な指摘事項が識別された監査業務について再評価したところ、監査意見を修正すべきものはありませんでした。当該定期的検証は、監査業務を実施しているパートナーの49%をカバーしています。



クオリティレビュー担当パートナー
梶田 明裕

クオリティレビュー担当パートナーからのメッセージ

クオリティ・レビュー・グループの業務は大きく分けて2つあります。1つは、審査手続の決定やQRP（クオリティ・レビュー・パートナー）による審査業務の進捗管理といった、審査業務の統括です。もう1つの業務は、品質管理を目的に進行中の監査業務に対して行われる内部レビュー（ホットレビューと言います）やモニタリングツールなどを利用した異常点の早期識別や監査チームにおける自己点検結果などの情報収集です。当グループの主要なメンバーは、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会において検査およびレビューの経験と目線を有するパートナーから主に構成されています。外部の検査目線で、この2つの業務を関連させ、発見事項を法人内にいち早く横展開し、情報共有を図ることで、高品質な監査の実現に努めます。

外部機関による検査等

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、当法人の品質管理システムと個別監査業務について3年ごとを目途に品質管理レビュー、また、品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等について適時に確認する必要がある場合に特別レビューを実施しています。監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、上場会社監査事務所名簿等に注意・勧告の概要を「開示」または名簿からの「抹消」といった措置が取られることがあります、当法人は設立以来、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく措置を受けた事実はありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会、監査事務所、被監査会社等に立入検査を実施します。その結果、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。なお、当法人は設立以来、金融庁による行政処分を受けた事実はありません。

職業倫理と 独立性・契約の締結および更新

契約の新規の締結および更新

当法人は、わが国における監査の基準およびPwCネットワークの被監査会社の受入・継続に係る評価基準を遵守するよう、受入・継続の方針および監査リスクの評価ガイドラインを定めています。新規契約の締結に先立ち、時間および人的資源を含め、当法人が監査業務を実施するための適性および能力を有しているかを検討します。そして、当該新規の被監査会社と当法人（パートナー・職員を含む）の独立性など利害関係を調査するとともに、当該企業の評判、経営者の姿勢、ガバナンスや内部統制の状況、会計・監査上における問題の有無等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認を得ることとしています。契約の更新に際しては、少なくとも年に一度リスク評価を実施し、その結果に応じた適切な承認を得ることとしています。これら一連の手続は、A&C (Acceptance & Continuance) というPwCネットワーク共通のシステムを通じて実施されます。

非保証業務の提供と制限

当法人は、監査業務で培ったノウハウをもとに、非保証業務を提供することにより、企業が抱える課題を解決し、企業価値の向上に貢献できると考えています。

被監査会社に対する業務の提供には一定の制限が設けられています。そのため、非保証業務の提供を検討する際には、業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認した上で、PwCネットワーク共通の非保証業務ガイドラインを参照して業務提供の可否および提供可能な業務を判断します。提供する可能性のある非保証業務については、あらかじめ監査責任者の承認を得ることとしています。

職業倫理

当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則ならびにPwCネットワーク共通のポリシーに準拠して、行動規範を定めています。また、当該行動規範および関連するガイドラインには、職業倫理、独立性に加えて、インサイダー取引防止、マネーロンダリング防止、反トラストや反腐敗、反社会的勢力への対応などに関する規程が定められています。

独立性に関する方針および手続

監査人は、株主、投資家など幅広いステークホルダーの利益に資するため、被監査会社から独立した立場から財務諸表の監査を実施します。

当法人では、独立性に関する方針の中で、当法人ならびに当法人のパートナーおよび職員に対して、精神的な独立性を保持することを要求するとともに、外観的独立性を保持するために必要となる方針および手続を設けています。これらの方針および手続は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則や独立性に関する指針、さらには、PwCがグローバルで採用する独立性の方針（PwC Global Independence Policy）から構成されています。また、当該方針および手続に基づき、被監査会社をPwCネットワークが共有するクライアントデータベースに登録することによって、当法人の被監査会社のみならず、

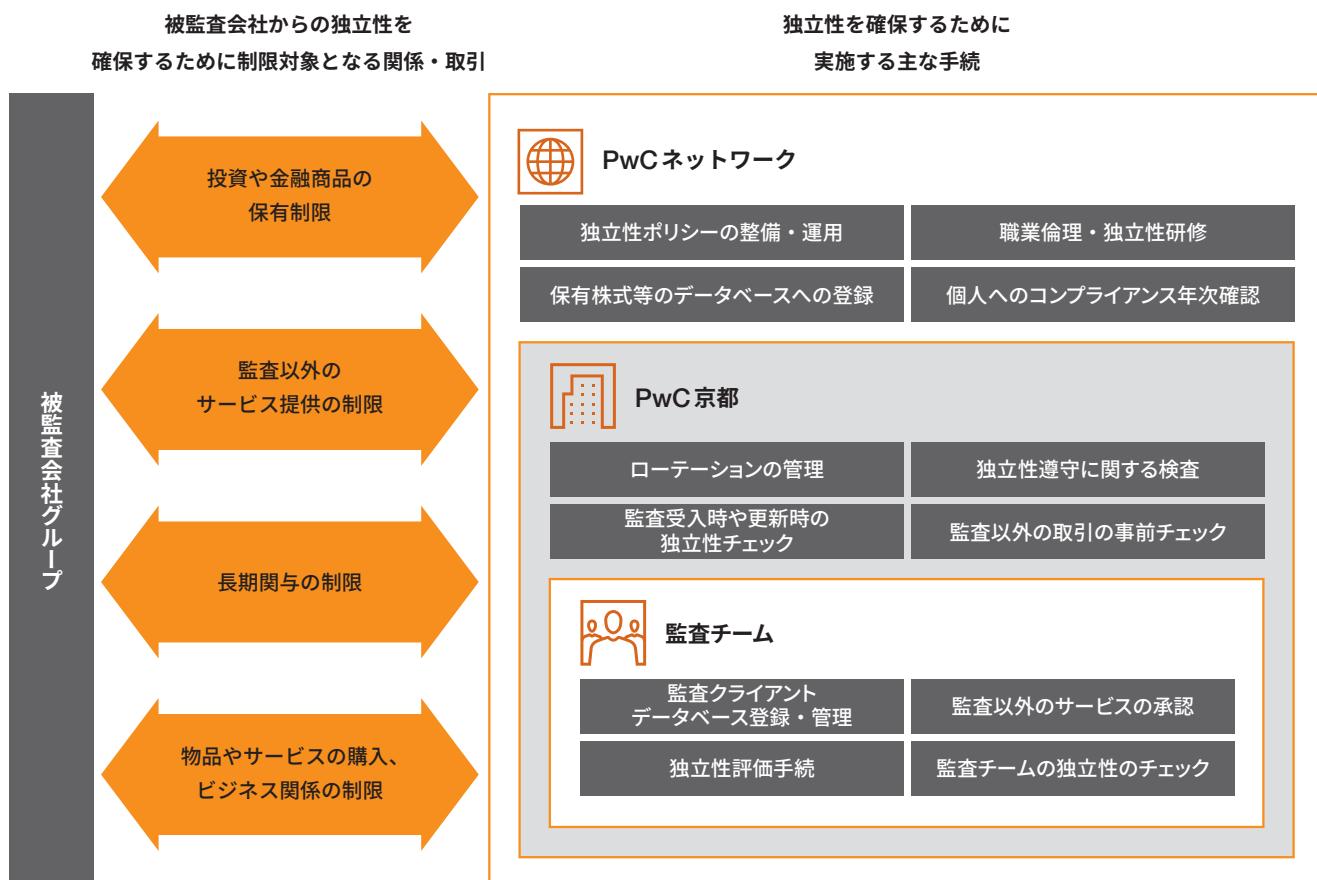
PwCネットワークの被監査会社全般について、独立性に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっています。

パートナーと職員の個人の独立性

当法人のパートナーおよび職員について、年次のコンプライアンス確認手続および個々の監査業務に従事する際に実施する独立性のチェック等を通じて、独立性遵守を確認しています。また、全てのパートナーおよび職員は、保有する有価証券や、保険や年金を通じて間接的に運用する投資先等をデータベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触していないことを確認しています。さらに、全てのパートナーおよびマネージャー以上の職員の中から毎期一定数を抽出し、独立性の遵守に関する詳細な検査を実施しています。

長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事することに

独立性に関する方針および手続



起因する馴れ合いを未然に防止するため、監査責任者および審査担当者、それら以外のパートナー、監査責任者を補佐する立場である主査について、連続関与期間の上限および当該監査業務への関与を禁止するインターバル期間を設けています。

法人としての独立性

当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、外部企業や個人とビジネス上の関係を構築する場合には、当法人と被監査会社との間の独立性への影響を事前に検討しています。

独立性に関する法令および規則等に抵触した場合の対応

当法人では、監査業務の提供にあたって、独立性の規則に違反する事象が生じた場合には、可能な限り速やかに当該違反の原因となった利害関係を解消するとともに、当該違反および対応策等

について被監査会社の監査役等と書面をもって協議します。また、独立性の方針や手続などの内部規則または法令等に違反した者は規程に基づく処分の対象となります。独立性に関する法令および規則等に抵触した場合には、PwC Japanグループ共通の「独立性アカウンタビリティフレームワーク」に基づき、PwC Japanグループの「レビュー委員会」に審議を諮り、処分を決定しています。

職業倫理および独立性に関する研修

当法人は、独立性を含む職業倫理に関する方針および手続の理解と遵守を徹底するため、少なくとも年に一度、パートナーおよび職員全員を対象とし、職業倫理および独立性に関する研修を実施しています。



コンプライアンス担当パートナー
松田 元裕

コンプライアンス担当パートナーからのメッセージ

監査法人の構成員には、職業倫理に関する規範の遵守と独立性の保持が求められています。私どもは、信頼の絆を結ぶ監査法人をつくるのは、個々の構成員の毎日の行動であることを意識し、日々これら規範の遵守を実践しています。当法人は、職業倫理や独立性ルールを、研修やコンプライアンス・リーダー・メッセージ等により周知徹底するとともに、独立性遵守のためのデータベースの利用などにより、容易に独立性をチェックできる体制を整え、運用しています。独立性ポリシーと手続の遵守が徹底され、被監査会社をはじめステークホルダーの皆さまから信頼していただけける監査法人であるよう、万全のサポート体制を整えています。

IESBA改訂と監査クライアントに対する非保証業務提供への影響と対応

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）は、2021年4月28日付けでIESBA倫理規程の改訂（非保証業務および報酬）を公表しました。本改訂は、IESBA倫理規程における非保証業務および報酬に関する独立性規定を強化するものです。

このうち非保証業務に関しては、社会的影響力のある事業体（PIE）に該当する監査業務のクライアントに対する非保証業務の提供が、会計事務所等の独立性に対する自己レビューの阻害要因を生じさせる可能性がある場合には、その業務提供を全面的に禁止するなどの新しい規定が設けられています。当法人では、本改訂を遵守するために内部ポリシーやガイドanceの改訂、パートナーおよび職員に対して改訂に関する情報共有および研修を適時に行っています。公共の利益のための大きな役割と責任を果たし、クライアントおよび社会の信頼を確保していくために、監査人に求められる高い水準の独立性の遵守を徹底する体制を維持してまいります。

信頼しうるKAMと 将来に向けての取り組み

監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters : KAM)

2021年3月期から、わが国においても、監査報告書上での「監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters : KAM)」の記載が始まり、2022年3月期は上場企業の財務諸表の監査報告書でのKAMの記載が2年目となりました。監査報告書において、KAMの内容、決定理由およびKAMに対する監査上の対応を記載することになり、従来は見えづらかった監査の具体的なプロセスがKAMによって開示されることにより、利害関係者の監査や財務諸表に対する理解が促進され、透明性の向上につながっています。

KAMへの取り組みと信頼の構築

KAMの記載内容については、関連する監査基準等はあるものの、具体的な内容は各監査人の判断に委ねられています。当法人においては、利害関係者にとってどのような情報を記載することが有用であるかを常に考え、KAMの作成に取り組んできました。どの企業の監査にも共通する一般的な記述の内容は極力避け、個々の企業が置かれている状況とKAMの選定の関係、KAMにどのような論点があり、当該論点においてどのように監査を実施したのか等について可能な限り記載することとし、そのようなKAMが作成されるよう、KAM適用2年目にお

いても品質管理部が監査チームを支援しました。

支援にあたっては、品質管理部監査品質管理グループがKAM適用2年目に関する正式なコンサルテーション（専門的な見解の問い合わせ）に関する手続を定め、継続的なサポートを実施しました。また、KAM適用の高評価ポイントを含めたKAM適用2年目にあたっての留意事項をまとめた動画配信を行うとともに、KAM適用2年目にあたってKAMの変更の旨や変更理由を記載することを推奨する取り組み等を行いました。KAMの正式なコンサルテーション手続に加えて、それ以外の任意での相談等を含め、品質管理部として当年度においてもKAMの作成に対する支援を行いました。

KAMは監査役等とコミュニケーションを行った事項のうち監査人が特に注意を払った事項の中から選定されますが、品質管理部のKAMの作成に対する支援には、KAMの選定過程が企業の状況に応じて適切で利害関係者からも理解しやすいものであるかについての検討も含まれています。また、利害関係者にとって有用なKAMの作成にあたっては、企業の開示の充実と監査チームとマネジメント、監査役等との深い対話が不可欠であり、KAMを最終化するまでの間には、KAMのみならず企業開示の内容に至るまで非常に多くの議論が行われます。監査チームによる深い対話の結果、企業の開示も拡充され、それに伴いKAMの内容および決定理由がより具体的になり、KAMに対する監査上の対応についてもKAMの内容に沿った個別具体的な記載ができるようになりました。品質管理部では、このようなKAMの作成プロセスにおいて、企業の注記、KAMの内

KAM作成サポートに対する品質管理部の主な取り組み

- 品質管理部監査品質管理グループがKAM適用2年目における正式な必須相談手続（専門的な見解の問い合わせ）の整備と運用を実施
- 適用2年目にあたってKAMの変更の旨や変更理由を記載することの推奨およびそのための支援
- 利害関係者の高評価ポイントを踏まえた動画配信の実施
- KAM作成にあたってのチェックリスト（テンプレート）、記載例の活用等によるKAMの作成支援

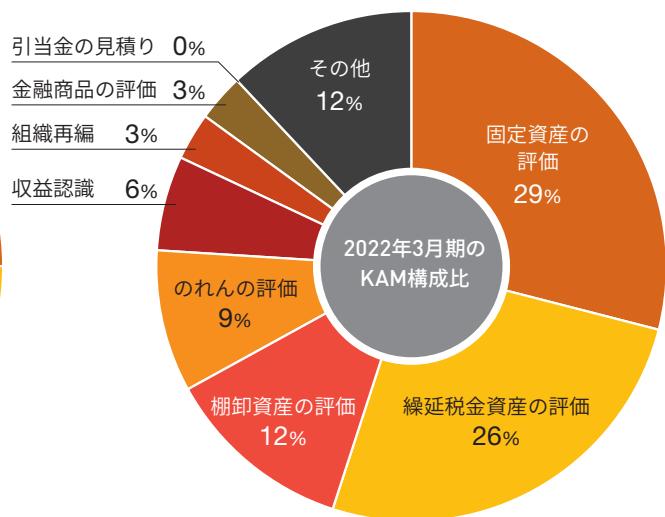
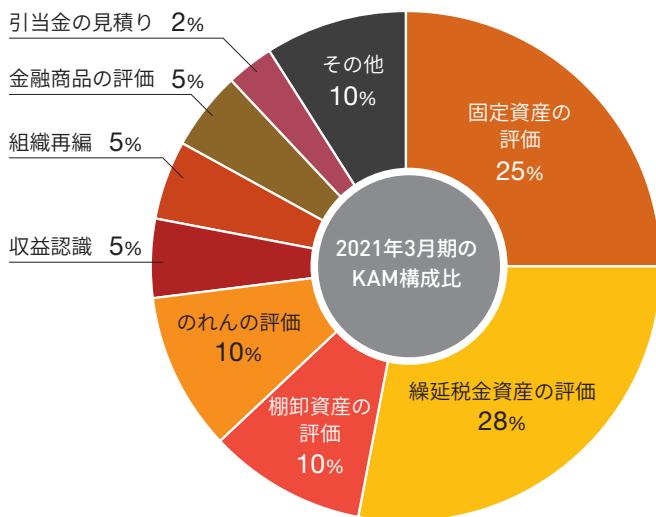


容、監査上の対応の記載の3つがそれぞれ整合したものとなるように、監査チームを支援し、KAMを最終化するまで何度も繰り返し監査チームと検討を行いました。監査チームと品質管理部が連携して取り組んだことにより、当法人のKAMは、被監査会社との深度ある協議に基づいた監査チームの判断が適切に反映され、利害関係者の観点からも理解しやすく安心して利用できる信頼のあるものとなっており、金融庁や日本証券アナリスト協会によるKAMの事例集でも当法人の事例が取り上げられています。

KAMの今後に向けて

KAMは資本市場の実務に定着してきましたが、いかに標準的な記載（ボイラープレート）を避けるか、KAMの経年変化をどのように説明していくべきか、等は継続した課題であると認識しています。KAMは単独でその役割を果たすものではなく、企業開示と組み合わせることによりはじめて財務諸表利用者にとって価値のあるものとなります。気候変動をはじめとするサステナビリティ情報に関する開示の充実に対する社会の要請に合わせ、それらの情報の信頼性に対する利害関係者の期待に応えられるよう、継続してKAMの実務の進展に対する取り組みを重ねていきます。

連結財務諸表監査のKAM領域とその構成比



※2022年3月期決算会社の連結財務諸表のKAMの個数は平均1.4個でした。



監査品質管理担当パートナー
(メソドロジー担当)

山本 剛

メソドロジー担当パートナーからのメッセージ

2022年3月期の適用2年目においても、監査チームが作成したKAMの決定過程や草案について協議を重ねながら、被監査会社の企業環境の理解を踏まえた監査リスクを適切に反映したKAMとなるためのサポートを実施しました。

今年度も、これまでの各社の固有の情報に基づいた監査チームによるKAM作成の経験を踏まえて、被監査会社を取り巻く企業環境の変化に応じて、監査チームにおいて監査リスクの特定ならびにKAMの内容についてどのように見直しが行われ、更新されていくか、確認していくことを考えています。

サステナビリティ情報開示に向けた対応

投資情報としての

サステナビリティ情報に対するニーズの高まり

気候変動や人権等の地球規模での環境問題および社会問題の注目度が高まるにつれて、これらの問題に対して世界の各セクターが連携して取り組みを行うような機運が高まってきました。

1999年に開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）等をきっかけに、特に企業セクターへの期待が高まり、企業に対しては国連グローバル・コンパクト（UNGC）等により責任ある企業行動が呼びかけられるとともに、企業に資金を提供する投資家に対しても「責任投資原則」（PRI）が呼びかけられました。PRI署名企業は年々増加しており、2022年6月末現在で5,000社を超えるに至っています。

このような背景から特に中長期の投資期間を前提とする投資家を中心に、企業の持続的な価値創造能力を評価するためにサステナビリティ情報に注目する投資家が増えてきました。オックスフォード大学のAmel-Zadeh教授とハーバード大学

のSerafeim教授が世界の機関投資家に対して2016年に行ったアンケート調査においては、約82%の投資家が「企業が開示するESG情報は投資判断に影響を及ぼす」と回答し、約63%の投資家が「ESG情報は投資の成果と重要な関連がある」と回答したことが報告されています^{*1}。

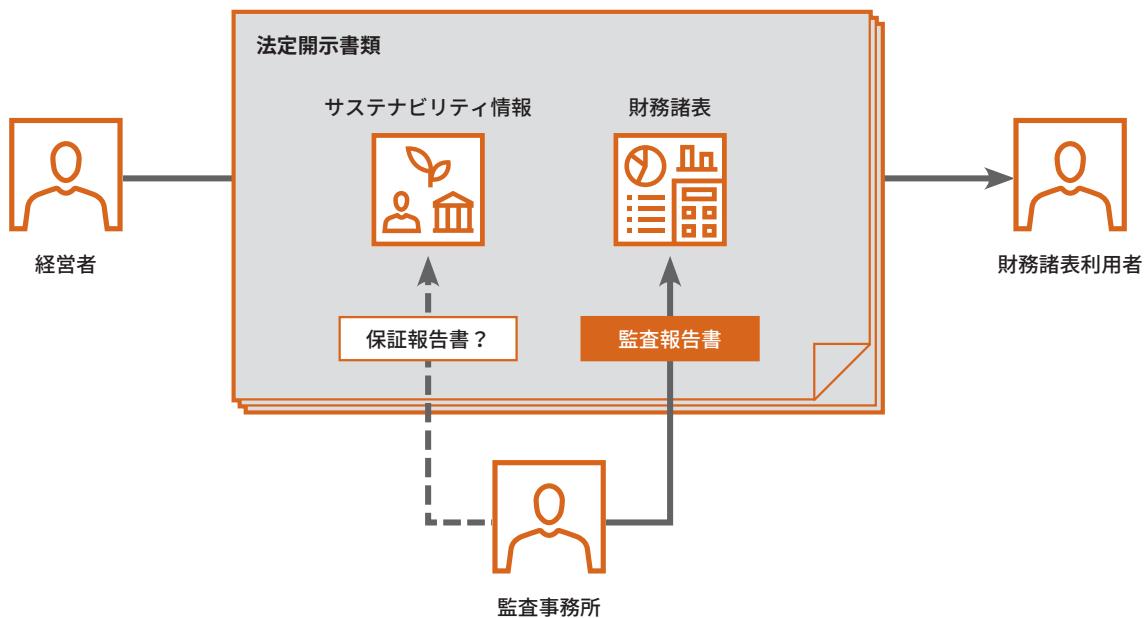
*1: Amel-Zadeh, Amir, and George Serafeim. "Why and How Investors Use ESG Information: Evidence from a Global Survey." Harvard Business School Working Paper, No. 17-079, February 2017.

開示の制度化、開示基準の共通化に向かう世界の動向

従来、サステナビリティ情報開示に関するイニシアティブはさまざまなものがあり、それぞれがサステナビリティ情報開示のフレームワークや基準を公表していました。多くの企業は任意開示の枠組みの中で、これらのフレームワークや基準が開示を求める情報を取捨選択し、自主的に開示を行ってきました。

しかし、サステナビリティ情報に対する投資家のニーズが高まるにつれて、サステナビリティ情報開示が任意であることや開示のためのフレームワーク／基準が多数存在することによる弊害が目立つようになってきました。特に開示される情報の信頼性の程度が確認できることや企業間比較が困難なことにつ

想定される制度開示モデル



いての懸念が高まりました。

このようなニーズや懸念の高まりを受けて、一部の国／地域ではサステナビリティ情報開示の制度化や強化の動きが進んでいます。例えば欧州では、2021年4月に欧州委員会が企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案を公表し、従来の非財務情報開示指令（NFRD）よりも対象となる企業の範囲と開示すべき情報を大きく拡張することを提案しています。また、米国でも、2022年3月に米国証券取引委員会（SEC）が気候関連開示規則案を公表し、企業に気候関連の情報開示を義務付けることを提案しています。これらいずれの案においても、開示情報について第三者の保証を求めることが含まれています。

一方、サステナビリティ情報開示に関するフレームワーク／基準についても統一化に向けた動きが進んでいます。IFRS財団は、2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立する旨を公表したのち、既存のイニシアティブの合併／統合を進めてきました。ISSBでは、現在、これらのイニシアティブの既存の成果を利用しながら、主に投資家向けを想定した世界共通の開示基準（「グローバル・ベースライン」）の開発に取り掛かっています。

日本における開示の制度化に向けた動き

これらの動きを受けて、日本においても主に上場企業を対象としたサステナビリティ情報開示の制度化に向けた検討が進んでいます。2022年6月に金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループから報告書が公表され、有価証券報告書にサステナビリティ情報に関する記載欄を設置することが提案されています。また、財務会計基準機構（FASF）の傘下にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設置され、国内のサステナビリティ開示基準の開発とISSBへの意見発信に向けた審議が進められています。

品質管理部の主な取り組み

品質管理部では、日本でもサステナビリティ情報の制度開示が導入されることを想定して、主に情報収集と知識の共有に努めています。具体的には、ISSBでの基準開発や欧州・米国での制度化の動向をタイムリーに把握するとともに、PwCグローバルネットワーク内での情報連携を行っています。また、当法人のパートナーおよび職員向けの研修や被監査会社向けのセミナーを開催することにより、業務に必要な知識の解説および最新の動向の紹介を行っています。



会計品質管理担当パートナー

山田 善隆

会計品質管理担当パートナーからのメッセージ

企業環境の不確実性が高まる中で、会計基準も複雑化／高度化し、会計基準の適用にあたって見積りや判断の重要性が高まってきています。財務諸表の開示についても国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスが進展し、企業固有の情報の開示が重視されるようになってきています。さらには、サステナビリティ情報の開示についても制度化の動きが見られ、企業情報開示の領域の一層の拡張が予想されています。会計品質管理グループにおいては、このような大きな変化に対して監査チーム（ひいては被監査会社）が適切な対応を行えるようにタイムリーかつ適切な支援を心掛けています。

監査におけるテクノロジー活用



Aura Platinum

導入率
100%

完全オンラインで
最新の状況をリアルタイムで連携

Auraは、監査業務に関するグローバルな電子監査調書システムであり、PwCが全世界で実施する全ての監査業務に使用されています。従来の複数拠点の監査をサポートするワークシェア機能や品質チェック機能に加えて、以下の特徴を持つ最新バージョンのAura Platinumにより高品質かつ効率的な監査を実現しています。

Aura Platinumの特徴

- ワークフロー機能管理およびダッシュボードによるリアルタイムモニタリング
- 完全オンライン化によるセキュリティ向上
- 監査手続の一部自動化



監査責任者
審査担当者
監査チーム



Connect / Connect Audit Manager

導入率
81.6%

Connectは、監査のあらゆる段階において迅速、効率的かつ安全に被監査会社と情報共有を行うシステムです。

Connect の特徴

- タイムリーなステータス管理
 - 被監査会社と監査チームの双方にて、タイムリーなモニタリングが可能
- 多様なコミュニケーション機能
 - 被監査会社とのコミュニケーション
 - グループ監査チームとのコミュニケーション
- 安全かつ安心なデータ共有
 - 誤送信による情報漏えいのリスクを防止
 - セキュリティが確保されたウェブ環境を提供
 - Auraと連動し、受領した情報をオンラインで直接Auraに転送



1 資料の依頼
2 依頼資料のアップロード
3 資料のダウンロード

監査チーム
被監査会社



データ可視化ツール

監査で用いられるデータは膨大な量で、かつ、数値を主とすることから、そのままでは十分に理解することが困難な場合があります。これらのデータをビジュアルで表現することにより、データからより多くの情報を引き出すことができるようになります。また、ビジュアルで表現することは、知識量や立場が異なる場合でもイメージを容易に共有できるため、相互理解が促進され深度ある監査を実現できます。



データ分析ツール

スプレッドシートでは処理しきれない大量のデータを迅速に加工できる分析ツールを導入し、幅広いデータを効果的かつ効率的に分析することで、より多くの洞察を被監査会社に提供していきます。



電子確認状システム

電子確認状システムの導入により、確認状の発送および回収業務の効率化と回答結果に対する迅速なフォローアップを実現します。確認手続では、国内の4監査法人で運営する会計監査確認センター合同会社 (ACC) による電子確認状システムを利用しています。



Real-Time Assurance Dashboard

Real-Time Assurance Dashboardは、監査業務の日常的監視のためのツールです。主に内部監査室および品質管理部が進行中の監査業務の電子監査調書システム (Aura Platinum) に直接アクセスして、さまざまな条件での抽出を行うことにより、監査業務の進捗状況や設定・ロジックの異常点を適時に発見し、早期の是正を促します。



導入に向けて検討を行っている監査ツール

導入に向けて検討を行っている監査ツールの概要は以下のとおりです。



Halo

PwCは、膨大なデータ分析の迅速化や結果の視覚化を可能とするデータ利用監査システムとして、Haloを開発しています。

Halo for Journals

コンピューター利用監査技法（CAAT）による仕訳データの分析をより効果的かつ効率的に、そしてより視覚的に実施するシステムです。

Halo for Crypto Solution

PwCグローバルネットワークと連携し導入したシステムであり、暗号資産の監査に用いられ、暗号資産の監査に必要な監査証拠を得ることやブロックチェーンから取引および残高の記録を独立した信頼性のある情報として入手することができます。Bitcoin、Bitcoin Cash、Bitcoin Gold、Litecoinなど複数の暗号資産に対応しています。



Extract

Extractは、被監査会社のERP（統合基幹システム）から会計データを自動で抽出します。データは暗号化・圧縮され、PwCのセキュアなデータプラットフォームに連携されます。これまで手作業で実施されていたデータの取得を自動化し、データ提供プロセスを簡素化することで、被監査会社と監査人の双方の時間を削減します。連携されたデータは一定のフォーマットに変換され、監査調書システムなどと連携することで監査の効率化・高品質化を実現します。



Data Platform

Data Platformは、Extractと併せ、被監査会社のデータを安全に取得・送信・格納します。また、Data Platform上で、格納したデータに対してデータ可視化ツールやデータ分析ツールなどのツール群を操作しながら監査手続を行うことができ、深度ある監査の効率的な実施を可能にします。



Robotic Process Automation (RPA)

監査チームが業務の切り出しを行う場合、いつでも誰でも気軽に依頼ができるようオンライン上に設置されたロボット受付システムを利用します。このシステムは、リクエストの受付、業務の振り分け、メールによる受付や作業完了の連絡を Robotic Process Automation (RPA) が行います。



AI－リスク評価システム

AIを活用したリスク評価システムは、過去の財務諸表データをもとにしたモデルであり、企業の財務諸表をインプットすることでリスクが高い勘定科目や領域を検出するシステムです。



GL.ai

GL.ai は、監査人の経験に基づく判断を再現できるよう組まれたアルゴリズムに従い、アップロードされた総勘定元帳にある全ての取引、ユーザー、金額、アカウントを調べ、不自然な取引を検出します。



Cash.ai

Cash.ai は、AIを活用して、決算書の現金および預金残高、銀行勘定調整表、銀行残高証明書、為替書類、銀行の財務状況といった被監査対象のデータを自動的に読み取り、理解し、監査手続を行います。Cash.aiの導入準備を進めており、監査実務への導入が実現すれば工数を削減するとともに、より高品質で信頼性の高い監査を提供できるようになります。

デジタル時代に向けた カルチャー醸成の取り組み

デジタルアクセラレーター

特定のデジタルツールを用いたビジネス分析、データ分析／可視化、デジタル技術による自動化処理、およびAIに関するトレーニングを受け、一定水準以上のデジタルスキルを習得すると、デジタルアクセラレーターに任命されます。デジタルアクセラレーターは今後の法人デジタル化を推進する役割を担います。

デジタル研修

パートナーおよび職員に対して監査実務を想定したデータ分析ツールやデータ可視化ツールに関するデジタル研修を実施しています。さらに、デジタル研修の受講を完了した人に対して、デジタル変革に関する法人全体の方向性や取り組みを学び、より高度なデジタルスキルを習得する機会を設けることで、デジタル時代に向けた現場の意識改革を促しています。

Digital Quest / Digital Badge

Digital Quest は、デジタル活用によって仮想クライアントのビジネス課題を解決するシミュレーション型eラーニングです。4つのシナリオの最後に登場するアセスメントをクリアすることで、PwCグローバルネットワークが提供するデジタル資格認証プログラム、Digital Badge を取得できます。Digital Badgeによって、各自の知識・スキルが視覚化され、容易に共有できるようになります。



テクノロジー担当パートナーからのメッセージ

現代において企業にテクノロジーが欠かせないのと同じように、監査にもテクノロジーが不可欠となっています。デジタル化の進展により、意思決定、判断がより早く複雑に行われるようになっています。このような変わり続ける社会および被監査会社の状況に対応し、期待を超えるためには、最先端のテクノロジーの利用とそれを活用していく人材の育成、文化の醸成が求められます。PwC京都監査法人では、PwCで開発している最先端のテクノロジーを利用することで効率的かつ高品質の監査を可能にし、それをもとに一人ひとりが自ら考え、社会および被監査会社と未来について会話をしていくための取り組みを進めています。

監査品質管理担当パートナー
(テクノロジー担当)

岩瀬 哲朗

情報セキュリティの管理体制

情報セキュリティの管理体制

監査業務では、被監査会社から機密情報を含むさまざまな情報を入手します。

これらの情報が外部に漏えいした場合、被監査会社に対して多大な損害を与え、また、当法人の信頼を揺るがしかねない事態となります。特に、当法人はテクノロジーを最大限に活用した監査を推進していることから、情報セキュリティについて万全の管理体制を整備しています。

当法人は、ISP (PwC Information Security Policy) および情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関する国際規格である ISO/IEC 27001に準拠し、情報セキュリティを維持・強化しています。

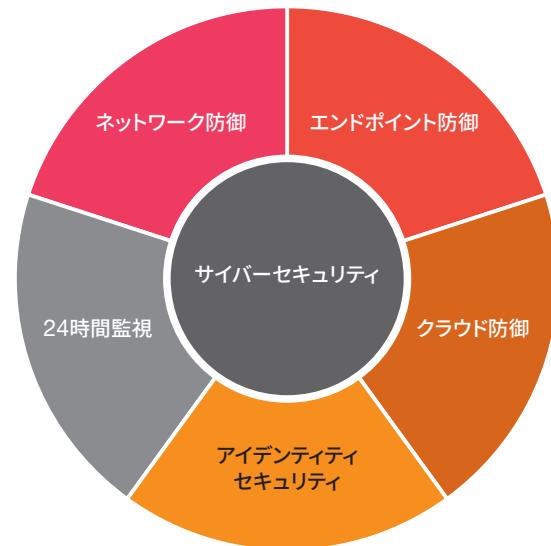
サイバーセキュリティ

ランサムウェアをはじめ、サイバー攻撃の脅威は年々増してきています。当法人では、PwCネットワークの情報セキュリティ部門である、ネットワーク・インフォメーション・セキュリティ (NIS) と連携し、ネットワーク防御、エンドポイント防御、クラウド防御、アイデンティティセキュリティ、24時間365日監視といったサイバー攻撃に対応する体制を構築しています。

情報セキュリティインシデントへの対応

PwCネットワークによる24時間監視をはじめ、情報セキュリティインシデント発生時においては、セキュリティホットラインへの速やかな報告を義務付けています。

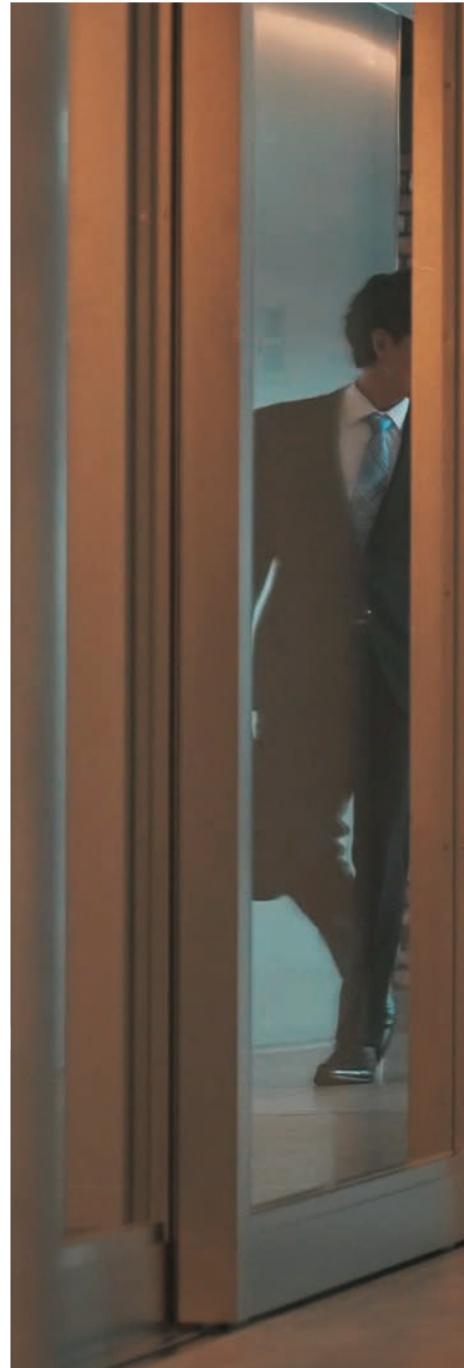
インシデント発生時には、NISを中心に、リスク管理部門、法務部門、インシデント発生部門等、関係者が協力しながら対応する体制を整備しています。



人材育成

監査品質に関する報告書 2022

PricewaterhouseCoopers Kyoto





人材育成方針

当法人では、人材育成のために以下の4項目について重点的に取り組むことにより、全ての職員がプロフェッショナルとして成長し、より高い品質の監査業務の提供を実現できると考えています。

また、真のプロフェッショナルとなるために備えるべき素養を明示し、求める人材像を定義した‘PwC Professional’というフレームワークに基づいて人材育成に取り組んでいます。

① 戰略的な人材配置

職員がプロフェッショナルとして自己成長できるよう、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を計画しています。

② グループ制によるコミュニケーション

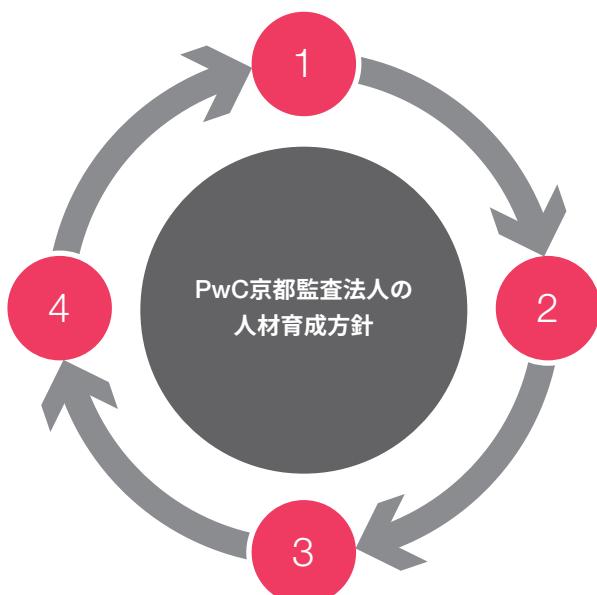
グループリーダーを中心に身近な上司や同僚とのコミュニケーションを促進し、各監査チームの実務で得た経験や知識を共有できるようにしています。

③ 研修と経験

常に全ての職員が監査および会計に係る最新の知識に更新できるよう、階層別の研修やトピック別の研修を計画・実施しています。

④ 人事評価

品質管理能力を最重視した評価方針を明確にし、職員の成長のためのフィードバックを実施しています。



戦略的な人材配置

当法人では、パートナーからスタッフ、アソシエイトまでの全ての職員一人ひとりがプロフェッショナルとしての高い意識を持ち、自ら経験や知識、能力を高めることにより、監査チームメンバーが一丸となって高品質の監査業務の提供を実現できると考えています。そのため、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を行うことにより、プロフェッショナルとして自己成長する機会を提供しています。

基本研修に加えてオンザジョブトレーニング、監査業務に限定されないさまざまな専門業務での経験や研修の機会を提供するとともに、海外のPwCメンバーファームとの人材交流を通じて、積極的に海外駐在員を派遣し、各職員の知識、経験、能力の向上を支援しています。

また、出産前後および育児休暇を終えた女性スタッフについて時間を短縮した勤務や在宅勤務を積極的に導入し、法人に長く勤務して活躍できる機会を提供しています。

グループ制による コミュニケーション

当法人では、職員がコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、グループ制を採用しています。アシュアランス本部をグループに区分し、グループリーダーが中心となって身近な上司と同僚とのコミュニケーションを増やし、会計および監査業務における相談や指導の頻度を向上させることで、風通しの良い環境を構築するとともに、職員一人ひとりが成長できる機会を提供しています。

また、グループリーダーはコミュニケーションを通じて把握した各職員の経験や知識、能力、強みを最大限に活かせるようにチームメンバーを選任し、調和のとれた監査チームの編成を行っています。

加えて、各監査チームの監査実務において得られた経験や知識は、積極的にグループ内で展開・共有され、監査品質の向上に役立てられています。

研修

研修

当法人では、研修を「継続的な成長のための学びの機会」と位置付けています。

高品質な監査を提供できる人材を育成するためには、最新の専門知識を常にアップデートし、年次や役割に応じたスキルを身に付けていくことが必要であると考えます。

研修計画の策定にあたっては PwC Professional のフレームワークで定義される5つの要素を踏まえ、PwCの一員として求められる行動の在り方を学び向上させるためにどのような知識やスキルが必要かについて配慮しています。

監査業務に関する研修プログラム

当法人を含む PwC メンバーファームは、世界中において、一貫した高品質の監査を提供するため、グローバルで共通したカリ

キュラムを実施しています。これに加えて、当法人では、わが国独自の法令に基づく独立性やコンプライアンス、情報セキュリティといった研修の他にも、会計および監査の基準、税務、不正事例および品質管理レビューの結果のフォローアップ等、監査のコアスキルを磨く独自の研修を企画・実施しています。

また、職員の経験年数などに応じて、自身のみならず他者の成長を支援するためのコーチングスキル等、人材育成、およびリーダーシップを体得するために必要となるソフトスキルに関する研修を実施しています。

研修の内容は、社会の変化やニーズを柔軟に反映するため必要に応じて見直されており、過年度に引き続き社会的関心の高いデジタル研修や、ESG 研修などの新たな研修も提供しています。

これらの研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。また、研修プログラムおよび講師による研修の進め方などに関して、研修受講者からのフィードバックアンケートを実施し、研修の有効性を評価とともに、さらに実効性の高い研修の実施に活かしています。

	新入所員	スタッフ	シニアスタッフ	スーパーバイザー	マネージャー	シニアマネージャー	ディレクター	パートナー										
定期採用 通年採用 プログラム		PwC カルチャー、ブランド、メンタルヘルス																
		New Manager					New Partner											
		年次職業倫理研修（独立性、コンプライアンス、情報セキュリティ）																
		会計監査年次研修																
		IFRS 研修																
		部門別専門領域研修 例：リスク・アシュアランス等																
		監査ツール研修等																
不正事例研修																		
デジタル研修、ESG 研修																		

※新入所員については、独立性・コンプライアンス・PwC カルチャー・監査品質に関する研修および入所までの経験を考慮した上で、個人に合わせた研修を実施しています。

教育研修担当パートナーからのメッセージ



教育研修担当パートナー

浦上 卓也

リモートワークの推進に合わせてウェブベースの集合研修の導入、e ラーニングを多用することにより、職員がリモートで受講できる環境を整えてきました。また、レクチャー型の研修形態のみでは研修効果に限界があるため、集合研修の中にディスカッションのセッションを設けています。さらに、研修効果を高めるため、実務上の重要論点について深度あるグループディスカッションを行うインタラクティブな研修を導入することに取り組んでいます。

異動・働き方改革

PwCネットワーク内外の異動・出向・転籍

当法人は、例えば品質管理部をはじめとした法人内の他部門への異動に加えて、PwCネットワーク内の出向や転籍を可能にする制度を採用しています。これにより、個々人が異なる専門性を身に付けキャリアの幅を広げるとともに、PwCネットワーク内の活発な人材交流に寄与しています。多様な経験を積み、会計・監査業界をリードしていくための人脈の拡充を図るため、PwCネットワーク外の団体または組織等への出向も積極的に行ってています。今後も、これらのPwCネットワーク内外での人材交流を拡充し、個々人の専門性のさらなる向上と組織全体の成長・発展に向けて取り組んでいきます。

働き方改革への取り組み

当法人では、働き方改革への取り組みとして、全職員を対象にフレックスタイム制度を導入するとともに、在宅勤務を推奨しています。勤務時間の決定といった時間の使い方を柔軟に各人に任せると同時に、在宅勤務等の利用によって勤務場所にも

柔軟性を持たせるという2つの面から、フレックスタイム制度を導入しています。通勤時間の削減やラッシュアワーの回避等のメリットと週休3日の実現も可能となり、働き方の柔軟性を向上させ、仕事の質を高めるとともに、生活の質も向上させることを目的としています。各職員が自らの業務の量と時期を見える化して、自分自身の働き方や生活のペース、スタイルに合わせて適宜に時間をマネジメントし、勤務場所も選択することで、柔軟性を持った時間の使い方の実現が可能な環境となっています。

2019年4月1日から施行された改正労働基準法に対応して、職員の健康を阻害する長時間労働を回避するために勤怠管理、特に残業時間や休日の取得状況のモニタリングを強化していますが、同時に業務の年間を通じた平準化だけでなく、プロセスの標準化や見える化などを通じて、業務効率の促進を図っています。

人事システムWorkdayの導入

PwCがグローバルで進めているデジタルプラットフォーム変革の一環として、海外の先進的な企業が積極的に取り入れており、日本でも導入を試みる企業が出始めている人事システム、Workdayを導入しています。

人事評価

パートナーの人事評価

当法人におけるパートナーの人事評価は、各パートナーが毎年、個人のアクションプランを作成し、そのアクションプランの達成状況の自己評価を行うとともに、パートナー評価委員会が各パートナーの能力を定量的に評価し、経営会議に報告します。経営会議では、その結果に基づいて検討し、パートナーの報酬を決定します。評価にあたっては、監査業務の品質管理能力を最重要項目に据えて、外部規制当局等の監査業務に対する検査・レビュー結果を反映します。

職員の人事評価

当法人における職員の人事評価のフレームワークとして、PwCネットワークで採用されている、Global Leadership Development Experience (Global LDE) を導入しています。

当法人の職員が将来に向けて高いスキルや能力を習得することを目指し、求める人材像としてのPwC Professionalと呼ばれるグローバル共通のフレームワークに基づいて、日々のコミュニケーションを通じて、適時にコーチングやフィードバッ

クを行い、良い点および改善すべき点についての意見交換を行っています。

また、職員はコーチと年初に「将来の成長」に着目して年度の目標を設定するとともに、前述の日々のコミュニケーションにより継続的な能力開発に取り組み、年度末には各業務の業績評価と目標の達成度についてコーチと議論を行い、その評価結果を昇格に反映します。

また、コミュニケーションにおいて、コーチは各職員からの将来の目標や希望、悩みを聞き、法人からの期待を伝えることにより、将来のスキルや能力の向上、モチベーションの向上をサポートしています。



人事担当パートナー
鍵 圭一郎

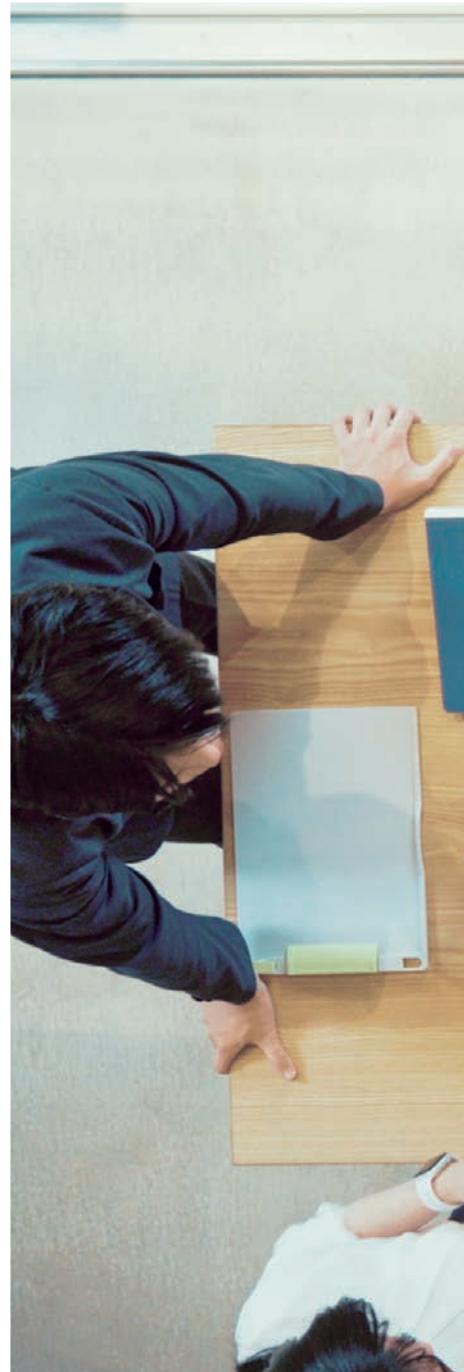
人事担当パートナーからのメッセージ

当法人では、全ての職員がプロフェッショナルとして成長し、より高い品質の監査業務の提供を目指して、職員一人ひとりが高い意識を持ち、自ら経験や知識、能力を高めることができるよう、職員の経験や能力を考慮した戦略的な人材配置を行うとともに、PwCネットワーク共通の研修の機会を提供しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい働き方への移行の一環として、在宅勤務を積極的に推奨する一方で、ウェブ会議を利用したコミュニケーションの頻度を増やし、リモートワークにおいても職員が従来と同様にコミュニケーションを図りやすい環境を整備することで、全ての職員がモチベーションを持って業務に取り組めるよう努めています。

監査法人の ガバナンス・コードへの 対応状況と監査品質の指標

監査品質に関する報告書 2022

PricewaterhouseCoopers Kyoto





監査法人の ガバナンス・コードへの対応状況

2017年3月31日に金融庁より公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定しています。

当法人は、この監査法人のガバナンス・コードを採用しています。現時点の各指針に対する当法人の対応状況は、以下の表に記載しています。

原則・指針		説明箇所	対応状況
監査法人が果たすべき役割	原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
	指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none">p.2 PwC京都監査法人の基本理念p.4 マネージングパートナーからのメッセージ <p>●マネージングパートナーが、当法人における品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。</p> <p>●マネージングパートナーはパートナーや職員との会議やメールを通じて、特に、私たちの存在意義、監査品質とは何か、監査品質を向上させるために何が必要かなどについてのメッセージを発信しています。代表的なコミュニケーション手段とその概要は以下のとおりです。</p> <p>－年初に、当法人の行動規範を確認し、行動規範研修を実施しています。研修では、監査品質の向上には正しい行動が必要であることを強調しています。</p> <p>－定期的に開催される事務所運営の会議等では、監査品質の向上について議論し、パートナー間で監査品質に関する情報の共有を図っています。</p> <p>－マネージングパートナーは、必要に応じて、監査品質が最重要課題であることについて、全職員に対して電子メールでのメッセージを発信しています。</p>

原則・指針		説明箇所	対応状況
監査法人が果たすべき役割	指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<p>p.27 職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> 当法人は、わが国の法令および日本公認会計士協会の倫理規則ならびにPwCネットワーク共通のポリシーに準拠して、行動規範を定めています。 行動規範および関連するガイダンスには、職業倫理、独立性に加えて、インサイダー取引防止、マネーロンダリング防止、反トラストや反腐敗、反社会的勢力への対応などに関する規程が定められています。
	指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	<p>p.43 研修</p> <p>p.44 異動・働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 当法人を含むPwCメンバーファームは、世界中において、一貫した高品質の監査を提供するため、グローバルで共通したカリキュラムを実施しています。 上記の他、当法人では、以下の研修を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> わが国独自の法令に基づく独立性やコンプライアンスに関する研修 情報セキュリティ研修 会計および監査の基準、税務、不正事例および品質管理レビューの結果のフォローアップ等、監査のコアスキルを磨く研修 コーチングスキル等、人材育成、およびリーダーシップを体得するために必要となるソフトスキルに関する研修 研修の内容は、社会の変化やニーズを柔軟に反映するため必要に応じて見直されており、過年度に引き続き社会的関心の高いデジタル研修や、ESG研修などの新たな研修も実施しています。
		p.45 人事評価	指針 4-2 対応状況参照

原則・指針		説明箇所	対応状況
監査法人が果たすべき役割	指針 1-4	p.22 監査チーム内の コミュニケーション	●当法人では、監査責任者には、監査チームメンバーに対してオープンな姿勢で接し、監査チームメンバーからの相談に真摯に応じることが期待されています。
		p.24 監査品質を 支援する体制	●品質管理部は、6グループ（クオリティ・レビュー・グループ、会計品質管理グループ、監査品質管理グループ、教育研修グループ、リスク管理グループ、コンプライアンスグループ）に分かれしており、知見や経験を有するリーダーが割り当てられています。 ●毎月の品質管理会議にて、専門的な見解の問い合わせ状況が各グループから報告され、共有されています。
		p.42 グループ制による コミュニケーション	●当法人では、職員がコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、グループ制を採用しています。 ●アシュアラ NS本部をグループに区分し、グループリーダーを中心となって身近な上司と同僚とのコミュニケーションを増やし、会計および監査業務における相談や指導の頻度を向上させることで、風通しの良い環境を構築するとともに、職員一人ひとりが成長できる機会を提供しています。
	指針 1-5	p.27 非保証業務の 提供と制限	●非保証業務の提供を検討する際には、業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認した上で、PwCネットワーク共通の非保証業務ガイドラインを参照して業務提供の可否および提供可能な業務を判断します。 ●提供する可能性のある非保証業務については、あらかじめ監査責任者の承認を得ることとしています。

原則・指針		説明箇所	対応状況
業務運営	原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
	指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようによべきである。	<p>＜経営会議＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営会議メンバーとしてマネージングパートナーと2名のパートナーが選任されています。 ● 経営会議は必要に応じて隨時開催されており、2021年7月から2022年6月までの間に計40回程度開催されています。
	指針2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 	<p>p.25 不正リスクへの対応体制</p> <p>p.30 KAMへの取り組みと信頼の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当法人では、監査チームが職業的懐疑心を発揮できるよう、不正による重要な虚偽表示の疑いの程度に応じて、公認不正検査士の有資格者を含め、監査チームを支援する体制を構築しています。 ● KAMに関して、当法人においては、個々の企業が置かれている状況とKAMとの関係、KAMにどのような論点があり、当該論点においてどのように監査を実施したのか等について可能な限り記載することとし、そのようなKAMが作成されるようしています。 ● 品質管理部監査品質管理グループがKAMについてのコンサルテーション（専門的な見解の問い合わせ）に関する手続きを定め、監査チームに対するサポートを実施しています。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 	<p>p.22 監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当法人では、PwC Auditを全面適用することが大方針となっており、PwC Auditの中で監査チームが経済環境等のマクロ的な分析や被監査会社との意見交換を行うためのガイドラインが整備され、実際に運用されています。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	<p>p.42 人材育成方針</p> <p>指針1-3「研修」および「異動・働き方改革」、 指針1-4「グループ制によるコミュニケーション」、 指針4-2「人事評価」および 指針4-3「戦略的な人材配置」の各対応状況参照</p>

原則・指針		説明箇所	対応状況
業務運営	指針 2-2	p.34 監査における テクノロジー活用	<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、全ての監査業務において例外なく電子監査調書システムAura Platinumを使用することになっています。Connect（情報交換ツール）についても原則全ての監査先との業務に使用しています。また、モニタリングツールであるReal-Time Assurance Dashboardについても個別監査業務のレビューにおいて使用しています。その他のテクノジーについても、他のファームでの運用事例を参考に導入を検討していく予定です。
		p.38 デジタル時代に向けた カルチャー醸成の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、今後のデジタル化を推進する役割を担う人材として、一定水準以上のデジタルスキルを習得した人をデジタルアクセラレーターに任命しています。 パートナーおよび職員に対して監査実務を想定したデータ分析ツールやデータ可視化ツールに関するデジタル研修を実施しています。 デジタル研修の受講を完了した人に対して、デジタル変革に関する法人全体の方向性や取り組みを学び、より高度なデジタルスキルを習得する機会を設けることで、デジタル時代に向けた現場の意識改革を促しています。
		p.39 情報セキュリティの 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 当法人では、PwCネットワークの情報セキュリティ部門である、ネットワーク・インフォメーション・セキュリティ（NIS）と連携し、ネットワーク制御、エンドポイント防御、クラウド防御、アイデンティティセキュリティ、24時間365日監視といったサイバー攻撃に対応する体制を構築しています。 情報セキュリティインシデント発生時には、NISを中心に、リスク管理部門、法務部門、インシデント発生部門等、関係者が協力しながら対応する体制を整備しています。
	指針 2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	<p>＜経営会議＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営会議メンバーは監査実務等に係る能力を備え、リーダーシップを発揮できる人材であり、経営会議において法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なる視点から議論ができるることを考慮して選任しています。

原則・指針		説明箇所	対応状況
業務運営	原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	p.12 監視委員会	<p>＜監視委員会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社員総会において経営会議メンバーでない2名のパートナーが選任されています。 ● 監視委員会メンバーは、議事録等の閲覧および総務担当パートナーへのヒアリングを行い、重要事項の決定内容および決定過程をモニタリングしています。 ● 監視委員会は諮問委員会に活動状況を報告しています。
		p.12 諮問委員会	<p>＜諮問委員会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2017年10月1日に諮問委員会規程が制定されています。 ● 諮問委員はマネージングパートナーと社員総会で選任された社外有識者2名から構成されています。
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	p.12 諮問委員会からの助言・提言への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問委員との対話を通じて、監査業務における不正リスクへの対応の強化の必要性やデジタル化の推進などについての助言・提言をいただいており、不正リスク対応手続についてホットレビューによる重点的モニタリングや発見事項の共有のためのワークショップの開催等、電子確認状の利用推進、仕訳テストにおける新データ分析ツールの導入や監査の進捗状況の把握のためのデータ可視化ツールの導入などの対応を行いました。
指針3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	p.12 諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問委員会規程第8条において、諮問委員会は、以下の事項について審議をし、経営会議に対して助言・提言を行うと定め、その役割を明確にしています。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 (2) 経営機関の構成員の選退任、評価および報酬の決定過程への関与と諮問 (3) 法人の人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定への関与 (4) 内部および外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 (5) 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 (6) その他、法人の認識する課題等に対応するために諮問が必要と認めた事項
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	p.12 監視委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視委員会のメンバーは、社員総会に出席している他、社員総会議事録を閲覧できる環境にあります。また、経営会議の議事録を閲覧することもできます。
		p.12 諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問委員会には、監視委員会の活動記録の他、外部の検査・レビューの結果の報告や結果を受けた改善プランおよびその改善状況を報告しています。 ● 諮問委員会メンバーには、委員会当日の報告資料を事前に送付しています。

原則・指針		説明箇所	対応状況
業務運営	原則4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
	指針4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	p.42 グループ制によるコミュニケーション 指針1-4 対応状況参照
	指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	p.45 人事評価 <パートナー> ●各パートナーが毎年、個人のアクションプランを作成し、そのアクションプランの達成状況の自己評価を行います。 ●パートナー評価委員会が各パートナーの能力を定量的に評価し、経営会議に報告します。 ●経営会議では、その結果に基づいて検討し、パートナーの報酬を決定します。 ●評価にあたっては、監査業務の品質管理能力を最重要項目に据えて、外部規制当局等の監査業務に対する検査・レビュー結果を反映します。 <職員> ●当法人における職員の人事評価のフレームワークとして、PwCネットワークで採用されている、Global LDEを導入しました。 ●職員はコーチと年初に「将来の成長」に着目して年度の目標を設定するとともに、日々のコミュニケーションにより継続的な能力開発に取り組み、年度末には各業務の業績評価と目標の達成度についてコーチと議論を行い、その評価結果を昇格に反映します。 ●コーチは、コミュニケーションにおいて、各職員からの将来の目標や希望、悩みを聞き、法人からの期待を伝えることにより、将来のスキルや能力の向上、モチベーションの向上をサポートしています。

原則・指針		説明箇所	対応状況
業務運営	指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 監査責任者および審査担当者は、新規契約または契約更新の都度、アサイン委員会でアサイン案を検討し、経営会議で承認されています。 アサイン委員会は3名で構成され、当法人の業務執行責任者選任および交替規程の中の監査責任者選任の基本方針を踏まえて、アサイン案を検討しています。 主査および監査チームメンバーは、グループリーダーを中心になり、面談等での各人の希望や評価結果も踏まえて決定しています。
		<ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懷疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<p>p.22 監査チームの編成</p> <p>p.42 戦略的な人材配置</p> <p>p.24 監査品質を支援する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 非保証業務部門としてアドバイザリーグループがあり、監査業務部門から当部門への異動もあります。 指針1-4の対応状況に記載のとおり、各人の知見や経験を考慮して品質管理部各グループのリーダーを選任しています。
	指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<p>p.22 当法人の監査アプローチ‘PwC Audit’</p> <ul style="list-style-type: none"> 当法人では、監査上のリスクを適切に評価し対処するため、全ての監査業務において、被監査会社の経営幹部および監査役等との率直かつ深度のあるディスカッションの実施を義務付けています。
	指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念する事がないよう留意すべきである。	<p>p.25 監査ホットライン</p> <ul style="list-style-type: none"> 当法人では、全職員がアクセス可能なデータベース上にホットライン運用に関する規程を掲示しています。その中で、ホットラインは、法人内の全職員および第三者も利用できる旨、メール・FAX・書面の方法が可能である旨、および内部窓口（事務局担当パートナー）・外部窓口（弁護士事務所）のいずれにも通報可能であること等が定められています。 また、上記規程において「通報者に対し、通報を理由とした不利益な取り扱いは行われないものとする」と定めています。

原則・指針		説明箇所	対応状況	
透明性の確保	原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
	指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	2017年より 「監査品質に関する報告書」を公表しています。	<ul style="list-style-type: none"> 当法人は、監査の品質に対する取り組みについてより積極的に説明するため、2017年より「監査品質に関する報告書」を公表しています。 本原則の適用状況は、「監査品質に関する報告書」において継続的に報告します。
	指針 5-2	<p>監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む）の位置づけについての考え方 経営機関の構成や役割 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>p.2 PwC京都監査法人の 基本理念</p> <p>p.27 職業倫理</p> <p>p.27 非保証業務の 提供と制限</p> <p>p.12 PwC京都監査法人の 組織体制と ガバナンス体制</p> <p>p.12 監視委員会</p> <p>p.12 諮問委員会</p> <p>p.12 内部監査室</p>	<p>指針 1-1 対応状況参照</p> <p>指針 1-2 対応状況参照</p> <p>指針 1-5 対応状況参照</p> <p>指針2-1及び2-3 対応状況参照</p> <p>指針3-1、3-2及び3-3 対応状況参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価部門である内部監査室が取り組みの実効性の評価を行い、諮問委員会に報告し、第三者としての評価を受けています。 2022年10月の諮問委員会で2021年7月から2022年6月までの取り組みの実効性の評価結果を報告しています。

原則・指針		説明箇所	対応状況
透明性の確保	指針 5-3	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>p.17 継続的な品質改善活動</p> <p>p.13 資本市場 参加者との対話</p> <p>p.12 諮問委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理担当パートナーが毎年、監査品質における問題、根本原因、解決策、改善プロセス、責任者、時期、モニタリングを検討し、マネージングパートナー、アシュアランスリーダーと協議して、改善計画を作成しています。 各改善担当責任者からの改善状況の報告を受けた上で、改善計画を毎月更新しています。 資本市場参加者等との対話については、日本公認会計士協会の主催による準大手監査法人と投資家等との対話に参加し、働き方改革への取り組み、監査上の主要な検討事項、独立性に関する認識、業務執行社員の関与、グループ監査、ITの活用などについて意見交換を行っています。
	指針 5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	<p>p.12 諮問委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 本原則の適用状況について、内部監査室が毎年評価して諮問委員会に報告するとともに「監査品質に関する報告書」において説明しています。
	指針 5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	<p>p.13 資本市場 参加者との対話</p> <p>指針 5-3 対応状況参照</p>

監査品質の指標

日本公認会計士協会監査事務所情報開示検討プロジェクトチームによって公表された「監査品質の指標（AQI）」に関する

研究報告」において、上場会社の監査を担う監査事務所が監査品質の向上に向けた取り組みを外部に公表する監査品質の指標として、以下のような項目が挙げられています。外部監督機関による検査等の結果については、外部機関による検査等の記載をご参照ください。

監査事務所の職位ごとの人員構成

パートナーおよび専門職員の職位ごとの人数・構成割合は以下のとおりです。

職位	前期（2021年6月30日現在）		当期（2022年6月30日現在）	
	人数	%	人数	%
パートナー・ディレクター	51	21.8	56	23.7
（シニア）マネージャー	58	24.8	62	26.3
スーパーバイザー・（シニア）スタッフ	125 (2)	53.4	118 (1)	50.0
合計	234	100.0	236	100.0

注：（ ）は非常勤の公認会計士の人数。

監査に従事するパートナー・ディレクター／（シニア）マネージャー一人当たりのスタッフの比率

監査に従事するパートナー・ディレクター・（シニア）マネージャーとスーパーバイザー・（シニア）スタッフとの比率は以下のとおりです。

比率	前期（2021年6月30日現在）	当期（2022年6月30日現在）
パートナー・ディレクター：（シニア）マネージャー・スタッフ	1：3.6	1：3.2
（シニア）マネージャー：スタッフ	1：2.2	1：1.9

品質管理業務の人員数

品質管理部各グループにおける人数は以下のとおりです。品質管理部各グループおよび監査業務との兼務者の人数を含みます。

品質管理部	前期（2021年6月30日現在）			当期（2022年6月30日現在）		
	グループ	パートナー・ディレクター	（シニア）マネージャー	スーパーバイザー・（シニア）スタッフ	パートナー・ディレクター	（シニア）マネージャー
クオリティレビュー	12	3	-	13	4	-
会計品質管理	3	4	1	3	3	1
監査品質管理	1	4	-	2	4	-
教育研修	1	1	-	1	1	-
リスク管理	4	2	-	3	2	-
コンプライアンス	2	2	-	2	2	-
合計	23	16	1	24	16	1

注：クオリティ・レビュー・グループは、審査担当者の人数を含みます。

監査業務従事者の退職率

退職率は監査業務従事者の年間の退職者数をそれぞれの期間の期間の期首の人員数で除して算定しています。

	前期（2020年7月1日～2021年6月30日）	当期（2021年7月1日～2022年6月30日）
退職率	5.9%	6.5%

一人当たり平均研修時間

パートナーおよび専門職員を対象とした年間研修の一人当たりの平均研修時間は以下のとおりです。

	前期（2020年4月1日～2021年3月31日）	当期（2021年4月1日～2022年3月31日）
一人当たり平均研修時間	51.9時間	53.1時間

注：期間は研修の履修義務期間である4月～3月としています。

研修のアンケート結果

研修アンケート結果（研修の満足度を5段階で評価した平均値）は以下のとおりです。

	前期（2020年4月1日～2021年3月31日）	当期（2021年4月1日～2022年3月31日）
研修の満足度	4.9	4.9

注：期間は研修の履修義務期間である4月～3月としています。

監査業務従事者の異動状況

法人外への出向・転籍の人数は以下のとおりです。

	前期（2021年6月30日現在）	当期（2022年6月30日現在）
日本公認会計士協会	-	1名
海外メンバーフーム	3名	3名
事業会社	2名	2名
その他	3名	2名
合計	8名	8名

独立性に関する検査

独立性の遵守状況は以下のとおりです。

	前期（2021年6月30日現在）	当期（2022年6月30日現在）
年次確認手続回答率	100%	100%
認識された違反件数	3	4

注：違反件数には、PwCの内部ポリシー違反が含まれます。認識された全ての事項について適切な措置を実施し、違反状態が解消されたことを確認しています。

法人内部で実施した定期的検証の結果

法人内部で実施した定期的検証の結果は以下のとおりです。

	前期（2020年7月1日～2021年6月30日）	当期（2021年7月1日～2022年6月30日）
定期的検証の対象となった業務数	11	12
パートナーのカバー率	61%	49%
検証結果	重要な指摘事項あり	2
	重要な指摘事項なし	9
		11

注：重要な指摘事項が識別された監査業務について再評価した結果、監査意見を修正すべきものはありませんでした。

パートナー・ディレクター／（シニア）マネージャー・スーパーバイザー／（シニア）スタッフの年間平均執務時間

パートナー・ディレクター／（シニア）マネージャー・スーパーバイザー／（シニア）スタッフの年間平均執務時間は以下のとおりです。

	前期（2020年7月1日～2021年6月30日）	当期（2021年7月1日～2022年6月30日）
パートナー・ディレクター	1,880時間	1,943時間
（シニア）マネージャー	1,651時間	1,709時間
スーパーバイザー・（シニア）スタッフ	1,648時間	1,715時間

注：執務時間は、監査業務従事者をもとに集計しており、監査業務、研修などの時間を含み、休暇や移動時間を含んでいません。

パートナーの海外勤務・留学経験者の割合

パートナーの海外勤務・留学経験者の割合は以下のとおりです。

	前期（2021年6月30日現在）	当期（2022年6月30日現在）
海外勤務・留学経験者	38.7%	39.4%

上場企業被監査会社 (50音順)

(2022年9月末現在)

(株) RS Technologies	(株) キング	(株) デコルテ・ホールディングス
(株) アイエスコ	(株) クラウディアホールディングス	(株) デジタルプラス
アクサスホールディングス(株)	(株) ケアサービス	(株) トーア紡コーポレーション
(株) アスタリスク	(株) ケア21	トーカロ(株)
アズマハウス(株)	KDDI(株)	TOWA(株)
アミタホールディングス(株)	THECOO(株)	日東精工(株)
アライドアーキテクツ(株)	三桜工業(株)	日本セラミック(株)
(株) And Doホールディングス	(株) サンマルクホールディングス	日本電産(株)
岩井コスモホールディングス(株)	(株) CRI・ミドルウェア	任天堂(株)
(株) エスケーエレクトロニクス	(株) CLホールディングス	(株) はるやまホールディングス
(株) FPパートナー	(株) CDG	(株) ピーアンドピー
(株) M&A総合研究所	(株) ジェイエスエス	(株) ピーバンドットコム
(株) MTG	JKホールディングス(株)	(株) ファルコホールディングス
(株) Enjin	(株) ジェイテクト	ブティックス(株)
大阪油化工業(株)	(株) ジェイテック	フューチャーベンチャーキャピタル(株)
(株) 岡山製紙	シライ電子工業(株)	(株) 平和堂
沖縄セルラー電話(株)	(株) 白鳩	モイ(株)
(株) Kids Smile Holdings	ソースネクスト(株)	モビルス(株)
(株) 京写	(株) タカヨシ	(株) ユーザーローカル
(株) 京進	中外炉工業(株)	幼児活動研究会(株)
京セラ(株)	(株) T.S.I	(株) ラックランド
京都機械工具(株)	データセクション(株)	リネットジャパングループ(株)

法人概要 (2022年9月末現在)

人員数

<有資格者>

公認会計士	121名 (パートナー35名含む)
外国公認会計士(米国、中国)	18名 (パートナー1名、中国公認会計士2名含む)
公認情報システム監査人	19名 (パートナー2名含む)
合 計	158名

<試験合格者>

公認会計士試験合格者	46名
米国公認会計士試験合格者	15名
公認情報システム監査人試験合格者	3名
合 計	64名

<その他>

その他	166名
合 計	166名

<法人全体> 388名

関与会社数

会社法・金融商品取引法監査	66社
会社法監査	110社
その他	202社
合 計	378社

所在地

● 京都

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル7F

TEL 075-241-1901 FAX 075-241-1902

● 東京

〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-21 田町ステーションタワーS 13F

TEL 03-6400-5561 FAX 03-6400-5562